

令和5年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和5年3月3日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	総務課長	遠藤龍太郎君
財政課長	熊谷有司君	まちづくり政策課長	千葉昭君
復興推進課長	武藤亨介君	復興推進課技監	門脇匡哉君
税務課長	小野純一君	町民課長	片倉剛君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	菅野直人君	社会教育課長	赤間良悦君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉琉日

議事日程第2号

令和5年3月3日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔4人 10件〕

◎一般質問通告順

- | | | | | |
|-------|--------|--|------|----|
| | 4. | 7番 | 熱海文義 | 議員 |
| | 5. | 12番 | 千葉勇治 | 議員 |
| | 6. | 9番 | 和賀直義 | 議員 |
| | 7. | 10番 | 高橋重信 | 議員 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 大郷町個人情報保護審議会条例の制定について | | |
| 日程第4 | 議案第4号 | 大郷町個人情報保護法施行条例の制定について | | |
| 日程第5 | 議案第5号 | 大郷町債権管理条例の一部改正について | | |
| 日程第6 | 議案第6号 | 大郷町職員の定年等に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第7 | 議案第7号 | 大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第8 | 議案第8号 | 大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第9 | 議案第9号 | 大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第10 | 議案第10号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第11 | 議案第11号 | 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第12 | 議案第12号 | 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第13 | 議案第13号 | 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第14 | 議案第14号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第15 | 議案第15号 | 大郷町職員の旅費に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第16 | 議案第16号 | 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第17 | 議案第17号 | 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | |
| 日程第18 | 議案第18号 | 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | | |
| 日程第19 | 議案第19号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 | | |

正について

- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 4 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問〔4人 10件〕

◎一般質問通告順

4. 7番 熱海文義 議員

5. 12番 千葉勇治 議員

6. 9番 和賀直義 議員

7. 10番 高橋重信 議員

日程第3	議案第3号	大郷町個人情報保護審議会条例の制定について
日程第4	議案第4号	大郷町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第5	議案第5号	大郷町債権管理条例の一部改正について
日程第6	議案第6号	大郷町職員の定年等に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第7号	大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第8号	大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第9号	大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第11号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第12号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第13号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第14号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第15号	大郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第16号	大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第17号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第18号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19	議案第19号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第20号	大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算(第 1 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 4 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 4 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)

午 前 10時00分 開 議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により、13 番若生 寛議員及び 1 番吉

田耕大議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

大綱3点でございます。

まず初めに、中粕川の復興まちづくりについてということで、中粕川地区の水田55ヘクタールを農業とスポーツ一体型の教育施設の計画とまちづくりの計画について所見を伺いたいと思っております。

まず1つ目。55ヘクタールは全面積民間企業が買取りし、この計画を進めていくのかということでございます。この間全協でちょっと変わった説明がありましたが、その辺をお聞きしたいと思っております。

2番、その55ヘクタールの民間企業と土地改良区事業、前川地区の圃場整備との整合性はという。

それから3番、かわまちづくりの今現在の計画の内容はどのようなになっているのか。

大綱2番目、株式会社おおさと地域振興公社の運営についてでございます。

1番、公社の役職として社長、それから総支配人、それから駅長、この3名の経営体系であります。実際その3名が必要なのか。私からすれば2名でも十分なのではないかなという考えがございます。

2番、道の駅2階の有効活用をどのように考えているのか。

3番、西側駐車場の街灯設置の計画は、どのようなになっているのか。

それから大綱3番目、小・中学校の空気清浄機の設置についてでございます。

6月定例会の一般質問で、小・中学校の空気清浄機の設置を提案しましたが、町長は検討し、報告すると答弁でございましたが、その後、報告が全然ございません。どのように検討し、どうなったのか。5月にはコロナ感染症はインフルエンザと同様に5類になりますが、インフルエンザは冬の期間だけで、コロナウイルスは1年中感染するおそれがあります。ぜひ空気清浄機の設置をとということで所見を伺いたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さんおはようございます。

ただいまの熱海議員の大綱1つ目、中粕川復興まちづくりについての（1）につきまして、御質問にお答えしたいと思います。

スポーツ関連の企業の誘致は、その実現化に向けて役場内で検討を行っております。用地の取得方法につきましては、事業に必要な面積を町が一括で取得する方法も含め、実効性を高めるための調査を実施し、地域振興の拠点となる計画を策定する予定であります。

（2）番の前川地区県営圃場整備事業につきましては、当初計画ではこの農地を含む360ヘクタールで整備計画を進めていたところでしたが、昨年12月22日、前川地区圃場整備推進委員会において、農業とスポーツ一体型施設としての土地利用方針を示し、この約55ヘクタール農地を区域エリアから除外することを含め、事業内容の変更承認をいただいたところであります。

（3）につきましては、令和5年度の国土交通省かわまち登録認定を目指し、大郷町のかわまちづくりに地域活性化の呼び水としてのどのような機能を持たせるか、などの方針となるかわまち計画の策定を進めてまいります。今後は維持管理手法も含めた素案をつくり、協議会の承認をいただき次第、議会や町民の方々にお示しをする予定であります。

大綱2番目のおおさと地域振興公社運営についての御質問にお答えいたします。

（1）については、現体制が令和元年5月からとなっており、前年のリニューアルの効果を十分に生かし、4年連続で増収が図られ、地域活性化の拠点、観光、にぎわいの交流拠点としての機能もしっかりと果たしており、この3名の経営陣があつての結果だと評価しているところであります。また、おおさと地域振興公社運営改善委員会においても、経営全体に対する指摘は受けてございません。

（2）については、これまでもおおさと地域振興公社と協議を重ねてきたところではありますが、アフターコロナを見据えた観光客、町内団体、学校など、大人数での会食、休憩、会議、イベントスペースとしての大広間の活用、子供たちが安全で室内で気軽に遊べるスペースとしての活用は、他の施設では対応できないことから、より町内外の方々にご利用してございますスペースとしてPRし、より多くの方に利用してもらえよう、おおさと地域振興公社と調整をしていきたいと考えてございます。

（3）の西側駐車場の街灯設置についてであります。令和5年度当初計画で計上しているところであります。街路灯を設置することで、防

犯や環境維持の観点も含め、利用しやすい駐車場になるよう対応してまいります。

大綱3番につきましては、教育長より答弁をいたします。

質問の3番は教育長でありますので、私からは以上といたします。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 次に、大綱3つ目の小・中学校の空気清浄機の設置についての御質問に答弁いたします。

空気清浄機の設置につきましては、6月定例会の一般質問終了後に、業者からの参考見積書、周辺市町村の設置状況、小・中学校長の意見等を踏まえ、役場内で協議をいたしました。その結果、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の町配分枠内での購入が難しく、全て町費となること、小・中学校の備品として購入希望の優先順位が低いことなどから、設置しないことに決定したものでございます。

なお、5月8日を機に2類から5類に移行した後も、校内対応マニュアルなどの見直しを図り、児童・生徒及び教職員の感染対策に万全を期してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） じゃあ再質に移りたいと思います。

まず55ヘクタールのその民間の企業が買われるサッカー場ですね。今、町長の答弁で町が1回取得するような話が出たんですけども、22日の全協の中で、その前に55ヘクタールは全部サッカー場という最初の説明だったんですが、この間の全協では18ヘクタールあればサッカー場は可能だという話になって、そういう説明があって、そのほか37ヘクタールは町が買ってそこを農地とするという、この計画変更になった経緯はどういうことなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

55ヘクタールのサッカー場ということで、民間のここでお示ししているサッカースポーツ関連企業のほうから御提案はあったところですけども、その55ヘクタールのサッカー場というのは、あくまでも民間からの提案として、まず初めにあったものでございます。その段階ではまだ提案という形で、企業の中で検討を進める中で数字が変わってきたところでございます。町のほうから55だとかそのほかの数字というのは特段うちからはお示しはしていないところで、あくまでも企業からの提案と

いうところでございまして、企業の中でサッカー場の面積、サッカーグラウンドの必要面積ということで、先日18ヘクタールが必要ということでございます。その他の残りの部分が町で買うのかとか、そういう話は、この事業は非常に可能性を感じてはおるところですけれども、町としてその事業を確認する妥当性とか、その確認するすが、今現在持ち合わせておりませんので、その辺をどのように進めたらいいのか、何が正解なのか、今後調査してからその判断材料をつくっていかないといけないと思っていますので、その辺の今後調査を進めて、そこからの議論になるのかなと思っています。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ということは、絶対に55ヘクタール、ヘクタールというのちょっと言いづらいので、町歩にして聞きたいと思います。55町歩必要ないこともあるということで理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） 必ずなのか、その辺も判断材料がまだありませんので、そこを含めて調査をしていければと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） じゃあこの間の全協で説明した内容というのは、まだ何も決まっていなかった中の説明だったと理解すればいいんですかね。どうなんですか。例えば1つ農地のほうであった提案が、イグナルファームなり、それから東北アグリヒトさんなりのその用地確保のために、少しかさ上げして、そこに張りつけするようなことも考えているような説明もあったんですが、そのぐらいだったら多分五、六町歩あったら十分間に合うのかなと思うんです。すると30町歩必要ないのではないのかなと。私の考えではそう思ったんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員から御指摘ありましたイグナルファーム、例えばということになりますけれども、まだ事業者のほうから回答というのはいただいてはございません。イグナルファームであったり東北アグリヒトであったりということで、ある程度話はさせていただいていますが、最終的な確定のお話というのはいただいてないというところではございますが、ある程度どのぐらいの面積が必要になるかなというところでの話はしております。仮に参画できるのであれば、10ヘクタール、それから3ヘク

タールというようなお話もいただいております。そういった意味では、農業用の施設というところで、ある程度見込めるところでは13ヘクタールございます。

それ以外の部分というところになりますと、これまでも農業法人、農業施設の建設をして事業をしたいというような意向のある農業法人であったりからの話、それから宮城県からも御提案という形でこういった事業者があるということでの御紹介というものもございました。ただ、今、本町で農地を提供するに当たって、被災したという事実もございますので、なかなか農地、ある程度土盛りをしないとかなり厳しい、ただ、その土盛りについては事業費が大きくかかる、そういったときに今回あそこの55ヘクタールについては、ある程度国交省の土を使って土盛りができるというところもございますので、そうすれば町としてもしっかりとその辺の農業法人に対する企業誘致というところもできるのかなというような、そういった可能性もございますので、そういった可能性も含めて用地を確保したいという思いはございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変議員の御質問、的を射た質問だと伺ってございます。実は360ヘクタール圃場整備する中で、今回55ヘクタールを除外して水田でない農地にしてしまおうと。なぜということになるわけですが、水田でない畑地農業を展開するために、他の農業法人も誘致したいと考えております。というのは、今、おいでになるイグナルファーム、東北アグリヒト以外の農業法人、大郷町の農家で経験のないような高収益作物を作る農業法人なども、今後誘致してまいりたいと考えているところであります。

そのうちの55の中で18ヘクタールをスポーツXが使用するという面積であります。スポーツ関係に使う。（「スポーツX」の声あり）スポーツXが使用すると。残りを農業系で利用する、また、道路だ、何だ、いろいろ減歩される、そういう内容になるわけですが、いずれにしても本町の農業で、水田でとても魅力のないという若い後継者が出てこないという原因を突き止めてございます。それにはやっぱり高付加価値のある作物を生産して、それを1つの地元の若い人たちが見たり聞いたりしながら、今後、自分たちもそういう新しい農業に転換しようという、そういう起爆剤になっていただきたいという願いを持っています。そういう形でこのスポーツXの株主の多くは、皆企業家ですから、そういう

グループもいっぱいあるようでありますので、今後受け入れる受皿づくりを町が率先してやるべきだというのが、我々役場の考えでありますので、できれば55ヘクタール町が一括購入して、そしてその場所に河道掘削する国交省の土砂を盛土するという、そういうプロセスを進めていくと、大変国交省もいい、我々のほうもいい、いろいろな工事経費が軽減されて、大変有利な造成ができるという考えを持っているものですから、町としてはばらばらに購入するのではなくて、一括購入して、その後どういう方法でスポーツXに利用してもらおうかということを考えているということであります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 町長、町で一括で買って、スポーツXが頓挫した場合どうするの。こいつ、おそれあるよね。例えば。調査した結果、調査すると言ったけれども、調査した結果できないということも考えられるというような全協での説明もあったんですよ。町で買うんでなくてさ、いやいや、やめたら町の負債になるだけでしょう。

議長（石川良彦君） 町長、まとめて答弁して。町長。

町長（田中 学君） 買ってしまってからやめるじゃなくて、買う前に会社のほうでは町が購入して、町から賃貸契約で借りたほうが使いやすいという、そういう側面も持っていますので、だから我々はかえって、途中でやめるならやめろとなっても、町からはこの土地はどこにも移動するわけにはいかないものですから、町で有利に次の段階に進めばいいわけですよ。企業というのはそういうことなので、あまりそこは心配する必要はない。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 町長の夢を語っているような話しか聞こえないんだけど、例えばね。その農地さ、農地。企業を呼んできてつくってもらおうと。こいつだって何もまず決まっていなわけだ。その前に畑の話するんだったら俺、6月定例会でも言ったけれども、いっぱい余っているところあるんですよ。そういうところのPRもしないでさ、こいつでっかいところだけ見据えてさ、物事を語るというのはおかしいと思うんだな。俺はおかしいと思うよ。いや、ちょっと時間が足りなくなるようだから俺は初めてこんなにかかったから。

2番目のこの圃場整備との関連に関して、その面積が減るわけですよ。圃場整備するやつの面積が減るわけだ。そうすると95%以上かな。賛成者が以上いないと、地権者に負担がかかるよと。この割合は変わら

ないわけですか。大丈夫なんですか。その辺ちょっと聞きたいんです。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらの圃場整備にかかる負担のことでございますが、こちらについては面積が減ったからといってその集積率、これが85%以上ということになります。そこをクリアすれば補助金の率としては変わらないということで認識してございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 私も粕川付近に田を持っているんですけども、圃場整備に地権者って一切お金はかからないということで認識してよろしいですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 地権者の方の御負担といった部分につきましては、今のところその85%をクリアしたときに、全くかからないかということとそういうわけではないということで、利子の部分であったりというところがかかたりというのにはございます。ただ、それについてもある一定の要件を満たせば、何らかの形で負担ということも出てくると。負担というのは地権者の方の負担ということではなくて、県なり国なりの負担ということになりますけれども、そういった形でゼロになるという可能性としてはございますが、今のところそれが100%確定しているということではございません。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 例えばその55町歩がもし、もしだよ。始まったとしてさ、大雨降ったときの対応ってどうなっていくのかなと心配しているんだけど、例えば排水堀、今度復興でやったあのコミュニティセンタあたりもそうなんだけど、水の逃げ場がなくなっていくのかなって。道路も直すと言っているし、そういうすり合わせみたいなのを改良区とやっているんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） その件に関しましては、360ヘクタールから55ヘクタールに変更になったというところで、いろいろと排水の関係についても変更が出てくるということになります。当然処理量といったところも計算し直してということになります。今、そちらの設計というか計算含めて県に調査を委託しているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） まだ段階なんだね、ではね。

次、かわまちづくりのほうに行きます。この間の全協で復興の課長がスポーツXの方の図面とは多少異なるというような、今の段階での計画だということを知ったんですが、サッカー場はやっぱり造る予定なんですか。それからパークゴルフ場、どのような施設が中に入るのか、お聞きします。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

計画については、2月の下旬に協議会が開催されまして、そこで町民の方々がお集まりいただいたワークショップでの中身の話を御報告させていただいたところでございます。そこで主立った意見を事務局で総合的に判断して、これから維持管理の方法とかも含めて、まず協議会でお諮りをさせていただいた後に、答弁書にもありますけれども、議会や町民の方々にお示しをさせていただくところでございますけれども、サッカー場があるのかということですので、まず広場は造っていくと。そこでサッカーもできるという形にしていきたいかなと思ってございます。詳細については、後ほど説明させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 今、パークゴルフ場の話も出たんですけども、それも含んでまだ決まっていないということ。ということです。熱海議員、どうぞ。

7番（熱海文義君） ということは、広場しか今のところないのね。このかわまちづくりの協議会、10名で構成されているようなんですけども、そのメンバーがほとんど粕川地区の人たちで構成されているんですね。区長連中も全部。かわまちづくりって町全体の話じゃないんですか。何でもこういうメンバーになったんでしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

メンバーの選任というか抽出の考え方なんですけど、まず当初の出だしとしましては、この事業がうまく運営されていくのかどうかも含めまして、それを受け入れていただく地元の皆さんの意見をまず中心にお考えをちょっとお聞きしたいという部分がございました。ただ、当然これぐらいの規模になりますので、全町的な御意見としましては、その下でしっかりワークショップとしまして、全町的な住民の皆さんの御意見を基に、それを反映させられる地元の皆さんの意思決定というか、覚悟というか、そういったところをしっかりと明確にした上で、それをまたブラッシュアップして、町民の皆さん全体で議論を深めていきたいとい

う考えがございまして、当初は意思決定のスピードの速さが求められたり、そういうところもございましたので、地元中心に選任させていただいたという考えがございました。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今からじゃあ町全体で考えていくときに、そのメンバーの入替えも考えているんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

メンバーの入替えにつきまして、協議会分につきましては、今のところ考えてございません。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） いや、やっぱり協議会として、町全体から声を入れてもらうのが当たり前なんじゃないでしょうかね。最初に決めたからそのままというのはどうなのか、もう少し違った考えを持ってほしいと思うんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

現在の要項上は、そういったところは明確にうたってございませんが、そういった御意見とかが強まってくれば、当然そういったことも視野に入れて検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 会派で熊本県に視察研修に行ったときに、甲佐町、ここでは委員会を何回もやっているんですよね。何回も何年もかけて、時間をかけて。こいつ6月まで方向性を出してやっていくって、このスピードだけ重視してやっているようなんですけれども、この甲佐町、実際技監だって聞いてきたと思うんですけども、そんなに速くできるものですかね。すごい協議会やって、やっとなあいう状況になったんですよ。実際見てきて、サッカー場2面もあって、野球場もあってソフトボール場もあってテニスコートもあってパークゴルフ場もあってと、確かにすばらしいですよ。ただ、年に3回しかそこには水が上がってこない。これからは上流のほうの堰を流したり止めたりして、水位を調整しながらという話だったんですけれども、大郷町はそういうことできないですよ。

ね。水位を調整するなんていうこと。幾ら北上の河川事務所に言たって。そうすると、年に3回も4回も上がってくるわけですよ。そうすると維持管理ってかなり大変だと思いますよ。今、野球場で年間約450万円の芝生の管理がありますよ。それから常のモロあったところ。郷郷ランド。あそこだって300万円近くの管理がかかっているんですよ。あそこは増水しないんだよ、でも。川の河川敷は増水する、そのほかに面積が広い、そうすると私の考えですけれども、毎年4,000万円、5,000万円、6,000万円ってかかっていますよ。何か施設を造ってしまったら。サッカー場だけの管理じゃないんですよ。パークゴルフ場だって芝の管理しなければならないんですよ。こいつもラフとフェアウェイで長さ違うんですから。こいつだって全部委託するようになると思うんです。この間のスポーツXの話では、サッカー場があればうちで指定管理しますよという話ですよ。指定管理するということは、指定管理料を払うことになるんですよ。そういうことで、果たして本当に大郷町、継続できるのかなと心配なんですけれども。広場だけなのか、キャンプ場を造るのか、その辺の構想ってまだ広場だけなんですか。その辺ちょっともう1回聞かせてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

まず整備の内容ですけれども、広場、サッカーもできる広場、それから昨日、吉田議員の御質問にあった平日の利活用も含めてという話がありましたけれども、候補としてはパークゴルフ、平日利用が想定されるので、パークゴルフの計画というのも検討はしているところでございます。維持管理は、どこのかわまちも必ず維持管理の話が、かわまちに限らず施設というのは維持管理の話が出ますけれども、そこも必ず避けては通れない話ですので、そこも議論は深めながら、やれるもののお金を潤沢に投資できるわけではありませんので、なるべくかからないように、どのようにしたらというところの維持管理手法、そこも今後、協議は当然しながら進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 昨日、吉田議員から河川敷のかさ上げなどという話があったけれども、とんでもない話でね。川なんですよ。それも増水するところをかさ上げしたら、川の意味がなくなるわけですよ。だからそういうことは考えないで、例えばこの間技監が言っていた説明では、土台の部分に関しては、全部国だよという話を三角地帯も含めてね。だよとい

う話だけれども、その答えで今でも変わっていないんですか。私は甲佐町に行ったときの、そのやり方というのはちょっと全然説明変わっていたんですけども、その辺はどうなんですか。変わっていないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

河川管理者と申請者、今回は大郷町ですけれども、役割分担というのは明確に決まっております、土台ですね。基礎部分に関してというのは、基本的に国交省の整備だと。護岸とか川に付随するものは国のほうで、上物に関するものは申請の自治体でというルールがございますので、そこは細かいところまでは詳細には細かく決まっていますので、そこは始まってからの調整になるかなと思ってございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 技監も聞いたと思うけれども、甲佐町では事業費全体だよ。事業費全体の2分の1国で補助してもらっています。もらっています。そのほかの2分の1で過疎債を使って事業をやっていると聞いたと思うんですけども、そういうことは本町ではできないんですか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） 熊本の甲佐町の2分の1というのは、国交省事業の交付金を取得して2分の1が補助されているというところがございます。交付金は採択が要項に合致すれば、うちのほうでも採択はできるんですけども、そこは要項に沿って何のメニューが使えるのかというのは、今後調整していきたいと思ってございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ではうちでもそういうことはできる可能性はあるということでございますね。

次に、もうちょっと本当は聞きたかったんですけども、時間的に。おおさと地域振興公社について、町長の答弁で、売上げが上がったのは3名の役員のおかげだということなんですけれども、じゃあ例えば2人でやったときに、売上げは今から変わりますか。どう考えますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

3人が2人になったからというところで変わるかというところがございますが、そこは1名減になるということは、その効果というのは1名分減になるということになるかと思えます。それが直結して金額に跳ね返っていくかどうかというところはあるかと思えますが、必ずしもゼロ

ではないのかなと思ってございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 実際ね、地域振興公社の特別委員会があって、決算に関しては社長が説明するけれども、そのほか運営なり何だりに関して、委員から説明があったときに、受け答えするのは全部支配人でした。社長は一言もしゃべっていません。そういう社長でいいんですかね。

福岡に行ったときの研修のときのあの1億円トイレのある大任町の道の駅に寄ってきました。そこで支配人とお話をしてきました。支配人1人で全部対応してもらったんですけれども、そこはすごいこの支配人の意気込みがあるんですよ。ああいうところに、私は支配人と駅長でも行ってもらって研修してきたらすごい勉強になるのではないかなと思ったんですけれども。はっきり言えば、今の社長、必要ないと考えています。その辺どう考えますか。研修に行ったほうが良いと思うんですけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 3人いれば文殊の知恵。そういうことわざもあるわけ。それぞれの役割、櫻井社長は要らない、櫻井社長にはこう言いつけておきます。あなたが全体の資金を管理しなさいよと。その役割で社長に据えるよと。余計なことをする必要ないと。あの道の駅長と支配人は民間の企業から私、ハンティングした。この施設で5億円売らようになったら、大沼、お前を社長にする、頑張れ。今、今年度で4億3,000万円ぐらいいってるかな。そういう伸び、もう少しで5億円に到達する、頑張れと。社長の前で私、そういうことを言っている。これはよそから来た大沼と佐藤、今まで地元から何遍雇用しても満足にできなかった。それを解決した。西側駐車場も要らないという議員もいる。ばか言うな。今、あれだけのイベントをするのにどこを駐車場にすればいいの。皆使っても足りないくらい、ね。いや、西側のあなた、街路灯の話も言っているからだけれども、そういうことで、みんなバランスを取りながら仕事をやらせている、それぞれの役割を果たしてこの現体制にある。それをあなたが社長だったら1人で皆やれるかもしれないな。だったら社長になってける、議員やっているよりよっぽどいいですよ。そういう話にもなるわけ。そういうあれを辞めさせろとかこうだとか、そんなことを言う必要はないです。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） 今、5億円いったら支配人を社長にすると聞いたじゃないですか。だから。民間から来て、ノウハウを分かってやっているから、

俺もそのほうがいいんでないですかと思ったのさ。大任町のその支配人の話だよ、そこはあまりにもちょっとすごすぎますけれども、売上げって利益の中から町に2,000万円から3,000万円、毎年寄附して、町ではそれを基金として取り入れるわけです。そのほかに、アルバイトもパートも職員もみんなにボーナス出しているんだって。そのぐらいすごい町なんです。支配人のほうから道の駅ではこういうことをやりたい、例えば子供の遊具が欲しいとなると、特別な遊具なので何千万円もかかる。でも今、基金に5億円から6億円たまっていると。それでそいつを切り崩して遊具を買ったりしているわけですよ。そこまでやっている道の駅ですよ、すごいと思いませんか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そういうふうになってほしいから言ってるわけ。そこは何、県道、国道。その道の駅は国道沿い、県道沿い。県道。県道沿いで。（「国道だっちゃん。国道」の声あり）国道でしょう。この大和松島線のこの路線で、今、ここまで成長した。ここでじゃあ変える、ちょっとそれは私の感覚からすれば、今、その時期ではないと。それよりも今の3人で5億円を目指せと言っていますので、多分5億になる売り方をしなければ5億にならないのさ。それでそういう方向に今、指導しているから、恐らくそのうち5億円いくと私は思う。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） いや、素晴らしいと思います。だんだん売上げが上がって5億円目指せと言って、そこまでいっているんだから。ただ、大任町の1億円の道の駅の支配人のやり方が、支配人の休みって月3日しかないそうです。3日。月に。そいつも自分で決めているんだからね。人に言われて休みを取っているわけじゃなくて、自分で決めてやっているんです。道の駅自体は365日一切休みがないそうです。やり方次第だと思うんです。交代制でやったり、そういうこともできるんじゃないのかなと。パートなりアルバイトを使ってできるんじゃないのかなという、そういう提案もございます。聞いていてほしいんですけども。それで支配人は朝7時から10時、11時、12時までいることもあるそうですよ。毎日。毎日だよ。（「どういう経営形態なの。公社なの。株式会社なの」の声あり）株式会社、会社。会社に指定管理。（「公社じゃないんだ」の声あり）そういうことをやっていて、支配人も役員の人もあるらしいんだけど、大雨なり災害があったときに、道の駅は開けないわけにいかないから、道の駅のすぐ近くに住んでいるそうです、全員。歩いてで

も来られるようにという、これは支配人の考えです。あっちのやり方というのは、その支配人と町長と副町長で全部決めているそうですよ。全部。じゃあそういう、多数決だから2対1になるとか3対ゼロになるとか、そういう感じなんです。そういうやり方もやっているの、そいつが正しいとは言えません。そういうところも研修してもらえばなど。

それから公社の改善委員会があつて、そこでもいろいろ話があると思うんだけど、そこに町長、参加しているんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 参加しています。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） 多分町長が参加したら、こうやれと言ったら誰も文句言う人がいないのではないですか。言えないと思いますよ。逆に町長が入らないで、改善委員会で話をまとめたのを委員長でも何でも、町長、こういうのがあつたよと言ってもらったほうがいいと思うんだけど、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 改善委員会の件でございますが、改善委員会では委員の皆さんそれぞれの御意見をいただいております。今年度、令和4年度につきましては2回開催してございまして、それに出席した全委員の皆さんから本当に建設的な御意見をいただいておりますので、町長が出席しているか否かは関係なく、本当に公社に対して今後こうすべきだという思いで、委員の皆さんは出席してお話をいただいておりますので、その辺御了解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） いや、了解できない。俺、その場にいたわけじゃないけど、この雰囲気見たら分かるんじゃないですか。町長に言える人、誰かいる。いない、改善委員会でだよ。いるの。（「いっぱいいますよ」の声あり）1回町長がいないところでやってみたほうがいいんでない。年に2回でしょう、やっているの。（「そんなにしゃべらないよ」の声あり）いやいや、威圧になるっちゃ。しゃべらないと言ったって。んだよ、威圧となるっちゃ、昨日のようなああいうようになられたら困るということで、誰もしゃべらないかもしれないし。（「筋論でない話になってる」の声あり）

議長（石川良彦君） 熱海議員、続けて。

7番（熱海文義君） 1回やってみたほうがいいと思います、まず。こいつ聞

いていてね。

それから次に、道の駅の2階の有効利用なんですけれども、今までのような同じような答弁だったんですね、町長。同じような答弁。今回、縁の郷にテレワークで全部が全部ではないなんですけれども、7,500万円ぐらいの経費をかけるような話が出ているんですけども、何で縁の郷にテレワークなんですかね。道の駅だっていいんじゃないですか。例えば開発センター、それから2階とか。何で縁の郷なんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） テレワークということでお話をいただきました。

これについては、令和5年度の当初予算ということでの提案ということになるかとは思いますが、こちらにつきましては、いろいろテレワーク、サテライトオフィスということでの提案があったときに、どの場所がいいかということで、検討はさせていただきました。その中で、やはり都会からオフィスを移動して、ある程度一部を移動してということになったときに、やはり都会から離れたところで、景観であったり自然であったりというところが豊かなところ、そして静かなところということで、そういった需要が大きいということで、お話をいただいております。そういった中で、どこの場所が一番最適かということで、縁の郷が一番最適な場所ということで認識したものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） 今回の縁の郷でのテレワークのお客さんというか、使用率ってどうなっているんですか。もう毎日いっぱい足りないからそういう施設をもう少し造ってけるというような話があったのかどうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 施設の使用率というところでは、きっちり数字何%というところは、数字はちょっと出ておりませんが、確かに議員おっしゃるとおり、常に満杯でという状況ではございません。そういった中で、さらにそのサテライトオフィス、テレワークをする施設ということで、新たに企業に入ってもらうことで、その使用率、稼働率というところも上がっていくのかなと。さらにそこからの交流、関係人口というところで、さらにそこのにぎわいといったところも向上していくと考えてございます。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） そいつもどうなのかな。だって道の駅って大郷の中央だよ。そこでやるのが一番ベストなのではないかなと、お客さん呼び込む

のにも。縁の郷にわざわざお客さん、その景色がいいとか、そういう情報発信などもやっているんだろうけれども、どうなのかとちょっと疑問を持つんだけどさ。答弁がそうだから仕方がないか。

あと次の西側駐車場の街灯は、今回設置するという事なんですけれども、何本ぐらい予定しているんでしょう。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 街灯でございますが、こちらについては柱が5本、それからライトが7方向ということで7基の予定でございます。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） それでは最後の空気清浄機についてですけれども、その予算が取れないということで設置できなかったみたいなんですけれども、私の最初の質問にもあるとおり、コロナに感染してそんなにひどい症状でないという方も、世の中には1年も2年も苦しんでいる人たちがいるわけですよ。子供たちもなって、症状が軽いから大丈夫とかさ、私が質問した後に、設置しないでいたら学級閉鎖になったんじゃないですか。教育長は十分換気をするから大丈夫だって私に答弁しましたよ。けれども学級閉鎖になったじゃないですか。人間の命、一番大事で、健康管理なりそういうのって一番大事だと思うんです。だから子供たちがなったら大変じゃないですか。ぜひ設置をしてほしいんです。

それで教育長の答弁だと、地方創生の臨時交付金、町の配分が少ないとかという話なんですけれども、こういうときこそ過疎債使ったらいんじゃないですか。使えないんですか、財政課長。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 過疎債につきましては、ハード事業、ソフト事業でございまして、この備品でございますので、今、使えないというふうに、使えません。使えません。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） 何で使えないの。機械買うのに使えないの。はっきりしてないんでない、今、首かしげたけれども。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 備品でございまして、当時、当時というか今現在もコロナウイルス感染症の部分でございますが、過疎債ということでございますが、予算の枠分がございまして、町としましてはハード事業、道路整備等の事業と、あとソフト事業としましては給食の無償化事業等に充てて、約4億、5億円弱の部分の予算ということになってございます

ので、この事業につきましては充てられないものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） そいつこそ、道路でも必ず令和5年度にやらなきゃならないとか、そういうのって何か削られるものがあるんじゃないですか。来年度に回すとか。そういう事業も考えて、人のことが一番じゃないですか。まずは。違いますか。やっぱり安心安全で授業を受けてもらうのが、我々の仕事なのではないかと思うんだけど、どうですか、教育長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 人の命ほど大事なものは無いということは、全くそのとおりだと思います。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） だから順番入れ替えても、教育長から町長でもいいから言ってやっぱりつけてもらったほうが良いと思うんだな、俺は。大体見積り幾らぐらいかかったんですか。かかる予定だったんですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

各クラスに1台ずつ設置した場合で18台設置、買いまして227万7,000円の見積りでございました。その当時でございます。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） そのテレワークに、テレワークだけでないけれども七千何ぼもかける、それより空気清浄機つけて、そっちが先でないのとは私は思います。どうですか、これ誰も答弁する人、財政課長。（「財政課長でない」「町長か」の声あり）町長ですか。テレワークの予算、今年つけなくて来年に回したって何か支障ある。それより人の命でしょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） これは学校教育対象、学校だけでいいの。幼稚園だとかさ、保育園だとかさ。これも全部設置しなければいけないのではないか。学校よりもそっちのほうが大事でないか。設置するとなれば。じゃあ財源をどう生み出すか、何を削るか、議員は2人今度削るわけだけれども、それを回すとか、いろいろなことを考えましょう。

7番（熱海文義君） お願いします。終わります。

議長（石川良彦君） これで熱海文義議員の一般質問を終わります。ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時02分 休 憩

午 前 11時11分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、一般質問を行います。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

議長（石川良彦君） マイクをちょっと手前に引いてください。

12番（千葉勇治君） じゃあもう1回最初から。

スマートスポーツパークの構想の全体計画とスポーツX誘致に関する次の3点の課題解決について、どこまで検討されているのかをお伺いします。その3点について、1つはイグナルファームやアグリヒト、サラダボウルとも言われておりますが、など昨年7月に冠水被害のあった2農業法人の構想地へのいわゆるスポーツパーク構想ですね、この構想地への移転計画について、どのような状況なのか。

2つ目、農地55ヘクタールもの土地購入にかかる町とスポーツXとの費用負担計画について。

それから3番目、農振除外手続や農転補助金の対応について、特に地域未来都市促進法という資金があるようですが、これについてお聞きしたいと思います。

2つ目、町独自の統計設計進出計画はあるのかについてお伺いします。農業掛けるスポーツX、スポーツ一体型教育施設設置計画の中に、サッカー場や宿泊施設以外にも町が独自に考えている施設の建設構想はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。町独自の計画ですよ。お伺いしたいと思います。

それから3つ目、交流人口の定住化や農業の人手不足につながる環境についてお聞きしたいと思います。経済効果の1つに交流人口の増加で定住化が期待できることや、アスリートが就農し、農業界の人手不足が解決できるなど、まちづくりの持続的発展が実現できるということを町長は力説されておりますが、その裏づけとなる町側の具体的な考え方についてお聞きしたいと思います。これが質問大綱の1です。

次に、質問大綱2に入ります。施政方針についてお伺いします。特にこの大郷町の総合計画について、前川地区県営圃場整備の影響について特にお考えをお聞きしたいと思います。

1つ、「産業のさらなる振興で活力のあるまち」の主要施策の中で、前川地区県営圃場整備について、スポーツ関連企業の誘致などと整合性も図りながら令和4年度の事業採択を目標に進めるとの考えでございますが、圃場整備事業について、国、県など関連団体と調整、鶴田川改良

区との話をされているようですが、国、県などとの関係団体との調整はどこまで進んでいるのか、直近の情報で結構でございますので、答弁をいただきたいと思います。

それから2番目として、縁の郷の管理委託者との協議は果たして持たれているのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。観光振興施策について、パストラル縁の郷の運営委託会社である株式会社ラトリエの経営状況と、令和5年における観光、農業を軸とした町側の戦略について、相手側とどのように協議、確認されているのかお伺いしたいと思います。

3番目、子供均等割納税は最初から免除にするということを期待しながら、3つ目の質問を行います。「町民が安心して暮らせる健康なまち」推進施策について、18歳未満の国保被保険者がいる完納者に補助金として後から支援するのではなく、最初から均等割を免除し、納税者の負担軽減を図るべきと考えます。町長が数年前に戻った段階では、学校給食の無料化を、これも当初は完納された方に後から戻すということだったんですが、新町長になってからは、田中町長になってからはそれはうまくないと、それで見直しして完全無料化を図ったと。最初から完全無料化を図ったという経過があるので、そういう経験も踏まえながら答弁を求めたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの千葉議員の大綱1問、スマートスポーツパーク構想についてであります。この1から2、3、関連性がございましたので、一連で答弁させていただきたいと思います。

スポーツX株式会社が町に提案しているスマートスポーツパーク構想は、企業側のビジョンとして町に提案されたものであり、町事業として決定しているものではございません。しかしながら、その内容が過疎地域脱却に向けて、町が実施する移住・定住対策や就農者対策など、非常に親和性が高い可能性があることから、併せて町が整備した場合にどれほどの相乗効果が期待できるか、施設などを含めた調査を実施し、課題を整理した上で、実現に向けて慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

大綱2つ目の施政方針、大郷町総合計画について御質問の（1）につきましては、前川地区の今後の事業を進めるための全体計画である促進計画を作成するため、関係機関、地域の担い手農業者と協議をしております。

さらに宮城県に調査業務を委託して、事業を進めております。

(2) につきましては、財政状況など決算状況の報告を受け、確認しているところであります。そのほかの経営の状況につきましては、役員、社員の状況などに変更はありません。また、取組事業の内容につきましては、パストラル縁の郷、ふれあい農園の管理運営のほか、民間企業、団体、町内農業者との連携事業等を積極的に展開していることについて報告を受けてございます。また、これまでの観光戦略事業の内容を踏まえ、令和5年度の事業につなげるよう、株式会社ラトリエだけでなく、株式会社おおさと地域振興公社との連携も含め、常日頃から情報を共有しながら、協議、調整しているところであります。

(3) の国民健康保険税の18歳未満の均等割免除につきましては、宮城県において広域化が控えており、引き続き協議を行いながら、検討していく必要があるところであります。現在のところ、国民健康保険税の賦課に関する事項は法令で定める基準に従って、条例で定めることにおいて、賦課する際、国の基準を超えて独自の国民健康保険税の減額賦課について条例で定めることはできない仕組みとなっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは通告の順に従って、質問いたしたいと思っております。まず、

議長（石川良彦君） マイク、口元に引いてください。

12番（千葉勇治君） まず、このイグナルファーム、アグリヒト、この2つの法人、これについて大分何回も質問して答弁もありますが、改めてお聞きしたいと思っております。間違いなく大郷に来るという確証を持っているんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

イグナルファーム、それから東北アグリヒトということで、こちらにつきましては、昨年7月の大雨での被災ということで、今、イグナルファームについては補助事業を受けて経営をしていた中で、補助金の今回被災を受けて、あの施設が全壊という扱いになってございます。そういったときに、補助金の返還であったりといったところでの協議というのを、今、県、国としているところでございます。それに当たりまして、被災に当たっての保険金の関係もございまして、そういったところの補

助金、それから保険金の目安がつかないと、今後の事業展開というのがまだ見定まってないというような状況については、まだ変わりがないところでございます。ただ、こちらについては、補助金の返還の関係であったり、保険の関係も含めてですけれども、大体3月ぐらいで、3月中ぐらいでめどがつくのではないかというようなお話は伺っておりますので、その後にある程度将来の事業の方針というのが見えてくるのかなと思ってございます。東北アグリヒトにつきましては、こちらは補助事業を受けての建設途中での被災ということになってございます。こちらについても補助金を受けてというところでございますが、こちらは事業の途中での中止ということで、今のところ県と国のほうに調整を図っていただいているところです。こちらについてもある程度3月で補助金のまずめどがたって、保険金が後々まだ夏ぐらいまではちょっと時間を要するのかなというところもございますので、その後にもそういったところも加味した中で、将来の事業構想というのが定まってくるのかなと思ってございます。ですので、必ず大郷にとどまるのかというところについては、まだはっきりと確定ということでの御回答はできないような状況になってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の答弁をお聞きしますと、まだ確定はされていないという状況のことでございますが、私が独自に手に入れた資料によりますと、もし浸水被害を受けた既存施設の処分に関する意思決定が進まなければ、SSP、今回のこの事業ですね、スマートスポーツパーク進出を検討することも難しいため、施設処分の問題も同時期に解決していく必要があると。既存施設処分に関する話が早急に進まない場合は、スポーツ事業のみで事業推進し、別途農業法人誘致を検討していくというような内容が書かれておりますが、現状の課題として。そういう中であって、この今の2つの法人は果たして地主に地代を納めているかどうか確認しておりますか。令和4年度ですよ。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

地権者への地代というところでございますが、地代については11月、もしくは12月ということで毎年支払うこととなってございますが、今回の被災を受けて、地権者の方に御説明を申し上げて、地代の支払いについては若干お待ちいただいているというような状況になっているという

ことで、報告を受けてございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 町も何らかの形でこの企業誘致する際に、土地の提供も含めながら入っていると思うんですが、そういう場合に地主に対する、地主というよりもやはり地権者は、こういう農家、米が衰退しながらも、その収入が生活の足しになっているわけです、糧になっているわけですから、かなりその収入がないことによって支払いが滞ることによって、大変な状況になっていると思うんですが、その辺どのように対応しているんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちら土地の賃借という部分になるかと思えます。ですので、現在のところは地権者と事業者との間のお話ということで、話をさせていただいているというところではございます。そういった中で、事業者からは地権者にしっかりと丁寧に説明をして、御理解をいただいているということで、御報告を受けてございますので、町ではそういった点では安心しているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町でこのいわゆる2法人から文書で、今、述べられたようなことに対して、何らかの形で文書でその姿勢が示されるような確約をもらっているんですか。ただ口答だけだったんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） そちらについては地代の支払いということですかね。特にそういった文書でのといったところではございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それだけじゃなく、いわゆる法人がこの55町歩の55ヘクタールのところに移るといふその意思決定について、どのように確約をもらっているんですか。何もありませんか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 先ほども申し上げたとおり、まだその将来の事業方針というのが定まっていなような状況がございまして。そういった意味合いもございまして、確定の回答、確認というのはできてございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 幾ら企業側のビジョンといいながらも、あえて町とすれ

ば55ヘクタールのいわゆる今回の前川地区の圃場整備から外すという大胆な行動を取っているわけですから、それなりに確証を持った中でのそのいわゆる外すという仕事がなされたものと思うんですよ。ところが先日の22日の説明会でもしかり、今の説明でもしかり、この法人がここに移るという確証、何もないんですね。もしかしたら下手すると法人は来なくなると。もちろんこのスポーツX側も18ヘクタールだけで十分だよともう言わんばかりの内容です、これを見ると。そういう状況の中で、なぜ55町歩も外す必要があったのか。何を確信してそのような55町歩を外すようになったのか、これ町長ですか。トップダウンではないんでしょうが、全課長たちの話の中で決めたということを町長は言うておられますから、でも町長にできるなら答弁をもらいたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問ですが、当初、スポーツXでは東北アグリヒトの田中社長とスポーツXの社長との関係が大変深い仲であるということをお聞きしておりました。そういうことから、スポーツXが大郷町にこの事業を展開するということになれば、私のこの敷地内に被災を受けた施設をこっちに移転したらどうですかみたいな話があったと。そういうことで検討していきましようという内容にあると、こういう話を伺ってございます。ございますから多分あのようなこの間全協でお示しした内容の絵柄になっているものと思います。ただ、それは我々決定した話ではございませんが、大枠の中で55ヘクタールの中に、スポーツ関連と農業関連の絵があるということでもありますので、今、それも含めて大がかりな調査をしなければ、55でいいのか、20町歩でいいのか、それも分からないという今の状況ですから、まず何よりも全体調査をしなければ前に進めないという状況でありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと前後しますが、何を調査するために必要だということ、その予算はいずれ出てくるんでしょうが、補正で。何を調査するんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この事業が本町にとって十分成功する可能性があるのか、どうなのかといういろいろな市場調査をしなければならないと、こういうことでもあります。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 何か何が可能性か分かりませんが、具体的にもう少し説明してほしいんですが、答弁。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） このスポーツ産業と農業が整合した事業計画が成り立つのか、成り立たないのか。そしてまたこの会社のどこまで信用性が深く我々が持てるのか持てないのかなども調査する必要があると、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、55町歩も農地、いわゆる農用地として地目変更する以前の、こういう改良区に行って話しする以前に、なぜ今、町長が言われたように、スポーツXが果たして信用できる会社かどうかということ調査するという、なぜそれを最初に調査すべきだった思うんですよ。それをしないで、一方でばんばん仕事を進めて、なぜ今になってこのスポーツXさんが信頼できるかどうか調査するなんて言うんですか。どういう根拠なんですか、それ前後しますよ、おかしいですよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この会社の本質は分かっていますよ、どれだけの会社か。資本金4億円もあったら50億円ぐらいの借金はできますよ、この会社。事業は完全にやれる能力があると。ただ、この事業が本当に未来永劫に本町の基幹産業として成り立つのかということも広く調査する必要があると、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） もし町長、この会社が何か不正が、もしですよ、不正があつて、サッカー業務から全然仕事、携わらなくなったということがもし見えた場合、どうしますか。町長、責任取れますか。取ってくださいよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） サッカーに町は投資しません。土地は町が購入したほうが私は有利で安全だと思っています。賃貸をしたほうが町にとって有利だと。それからひとつ、この事業を進める場合、55ヘクタールをかさ上げする土砂については、国交省の河道掘削土砂をここに捨てさせる。その指定をすると。指定すれば何らかの町にとって有利な方向に私はなると思うので、ただそれも憶測で、今、話ししていますが、まだ直接そこでその状況を踏まえた契約行為に進めるだけの、今、段階でないので申

しません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 門脇技監にお聞きしたいんですが、河道掘削でいわゆる土を盛り上げると、あそこに投げるといふ、よく話が出ますが、それだけの量が今から確保できる可能性はあるんですか。近くに。近場で。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

聞いている限りではありますけれども、吉田川の河口から上流まで、おおむね130万立米ほど土が河道掘削で出ていくということを聞いてございます。まだ今、そのちょっと何割進んでいるのか把握はしておりませんが、土砂の提供は近くというのがどこまでを指すのかですけれども、吉田川の上流、大和のほうまで掘削をしますので、その範囲内で供給可能な土砂は、もし可能であれば、事業が決まれば中粕川のほうに供給していただこうと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 独自に得た資料によると、土地の購入について、今回はスポーツXがスポーツ事業を行う面積分の土地代は用意するが、一旦は全て大郷町が求めて購入するため、民間価格と云々ということで、なぜこういうことが最初から出ているんですか、町長。町長が約束したから一旦町が全部土地を買ってあげるといふことを言ってるんじゃないですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町長が約束でなくて、そのほうが町としては有利だと。途中でこの事業を投げられても、この土地は大郷町から逃げていくわけでもないですから、別な目的にまた使うと、それがその事業を諦めないで完成するまでしつこく仕事といふのを続けていくといふ、そういう気構えがなければ、最初からやっては駄目だと、こういうことですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） では町が1回、一括、買うと。造成費についてはどうなんですか。これに関する。いわゆるいろいろかかる工事費、今後、田んぼを買うだけじゃなく、その辺の費用についても町の負担なんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） まず土地を、底地を購入したら、そこに国交省の土砂を捨てさせる。ここまでは町と国交省の関係で進めていったほうが有利だ

と。あとの工事関係については、どのように案分されるか、どこまでスポーツXが土地を賃貸するか、その辺はこれからの調査によってやるわけですから、まだ調査もしないところで、ただ今そういう構想だということですから、まだ決まったわけではございませんので、何一つ決まっていませんよ。ただ、じゃあ空想でないかと言われても仕方ございませんが、そういう方向で、今、進んでいる。こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、いろいろと答弁がうまいようですがね。答弁がなかなか私、町長の答弁を聞いていてなるほどなと思うところも一部あるわけですが、ただ恐ろしいのは、なぜあの美田を、大郷では最高の土地ですよ、一番いいところだよ、あそこは。分かるでしょう。その土地を何であそこで今、そこを売らなければならないのか。町長、いっぱいいろいろ質問に答弁していますが、農地ですよ、農地、なぜあの農地を農地から外すということを考えなくてはならないんですか。その辺の考え方が私、納得できないんですよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 新しい大郷町の農業に付加価値をつけるためには、異業種との交流によって農業が、農業という柱、スポーツという枝、何々という枝、幹は全然私はぶれていない。農業ですよ、大郷は農業。柱は農業、その枝葉をつけないければこの農業がひっくり返ってしまうと。今、ひっくり返っているんですからね、大郷町の農業が。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日のスポーツXの代表者というか、岡氏が来て、質問、答弁いわく、農業について全然素人だと。全然分からないんだと。また定住観光にも触れますがね。そういう方々となぜタッグを組むのではなくやらないのか。タッグを組まなければならないのか。農業法人が来る、何だかんだと言いながらも、そしてさらにはあのスポーツXが農業についてもたけていると。午前中はスポーツにサッカーやって、午後からその方々が農業をやると、嘘みたいな話を町長、語っておりますが、そのようなことに全然農業の経験ない方々が最終的には彼らは何を言っているかと、地元の農業法人にお世話を受けて、指導を受けてここをやっていくと。そういうような答弁、そういう方々を何で私たちがこの厳しい農業を彼らが救うんだと、期待しているんですか。期待する根拠が分かりません、私は。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） すみません、ここにスポーツアスリートの皆さんが、農業に興味を持って、農業に参画するという会社の考え、それを私は尊重している。そしてまた、このスポーツXの株主、300万者の株主の中にいろいろな人たちがおりますよ。そういう中から、そしてまたこのスポーツXの関わりある皆さんにも、大郷町をまず知ってもらい、そういう一番大事な部分で、このチャンスを逃せば私はこういうインパクトのある事業は大郷町にない。だから今までの過去の企業誘致を教訓にして、しっかりした調査をして、未来に憂いのないそういうまちづくりをしなくてはならないよということを言っているんですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、これまでの教訓も生かしてということで、農業会社が。町長、いっぱい構想はあって、いっぱいやりました。ところがほとんど挫折しております。そういう教訓を生かすということですが、何か1つでもいいから成功している事例があったら教えてください。事業ですよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 川内流通工業団地だって、あれ造るときだってどれだけ俺さ批判した。あれもしっかり今、あそこから上がる本町の町税、これだってあれがなかったらないことを考えてみて。あれがなかったら大郷町、どういう町だった。そこにあのPCBだって、何ら問題ない。今、あれが夕張、北海道の室蘭にこの間行ってきた、宮城の町村会で。何でこれに反対したんだ、利府の町長があれだけの大規模なあのスーパー持ってきても。1億足らずしか入らない、それが5億も6億も入って、そういう貢献があったにもかかわらず、そして国がまず鉄道を引っ張るって、あそこまで。引っ張ってやると、それが御褒美だという話もあった。それも皆駄目、鉄道があったらどうなったということも考えてくださいよ、今後もそういう可能性はないとは言えない。そういう今の議会の体質だということを私は指摘したい。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、教訓を生かすということですが、今、幾らか成功した事例を挙げてけると言ったら、今、川内流通団地しか挙げなかったんですが、ほとんどないと私は、あれも問題があって、住民の運動があっああいう状況になったわけですが、最終的には団地として造ったものの、町長が考えていた放射性廃棄物というんですか、PCBの誘致には至らなかったということも指摘しておきたいと思います。その教訓を生

かしながら、今回調査するというところでございますが、そういうことでほとんどの教訓事は、町長、挫折しているんですよ。例えばカーボン事業、低レベル放射性廃棄物の埋める……

議長（石川良彦君） 千葉議員、通告の内容に従った質問に変えてください。

12番（千葉勇治君） 通告の内容、分かりました。そういうわけで今、議長から指導受けましたからやめます。そういうことでこの土地購入費、極めて私は無謀なやり方だと。財政課長にお聞きしておきたい。財政課長、この中粕川の土地の取引実績としては、平米当たりで100円から300円ぐらいかかっていると。ところが、今、田んぼは大郷町が購入した実績が1,100円から1,200円になったと。そういう中で大郷、彼らが考えているのは100円から300円だと、あまりにも乖離があり過ぎると、開きがあり過ぎるということによっておりましたが、今回55町歩買うことによって、幾らぐらい財政課は予算見ているんですか。もし買うとなった場合には。財政課のほうで。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今現在、まだ決定してございませんが、今後調査しながら、あと決定次第議会の、今から調査をしていきますので、その後に詳細に説明をしていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、何か土手崎三十町地区の方々に集まってもらって話合いをしたということも聞いているんですがそういう経過はありませんでしたか。何を話したのか、もしあったとすれば。なかったんですか。ない。

議長（石川良彦君） そういう会議なかった。ないならないって。課長のほうから。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

復興推進課としまして、土手崎三十町地区の皆さんにお集まりいただいて御説明したことはございません。ここ最近はですね。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 勘違いでした、すみませんでした。そういうことで極めてこのやっぱり調査をもっともっとする必要があると思うんですが、その必要とする調査する内容についても、もっと調査しなくても分かっているようなことは十分にあると思うんですよ。財政課長も今、どのようにかかるか分からないと言いながらも、結局は地域地域で何ぼこの大郷は田んぼが安いと言いながらも、やっぱり地域によって差があるんです

よ。その辺をどのように今後対応していくのか、考え方を持っているんですか。いちいちなんですか。やっぱりあの地域は。最高、大郷で恵まれている条件ですよ。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 議員ね、事業を進めるということは、あの赤牛で失敗した農家が首までつらなければならぬような状態になった、それで黒に変えた、それで黒に変えて成功している。事業というのは諦めては駄目なんですよ、始まったら。それでこの実績として、前川地区の実績として一反歩、20万から30万円ですよ、取引。これではあまりにも地権者に失礼な話ではないの。だから町がどこまでじゃあお願いできるかということ、これからの調査でしっかりした価格設定もしなければならぬということでもありますので、ただ今、雰囲気だけで土地を購入お願いしたいなどという話ではないということです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） はっきりしたことは、とにかく町が一応土地を買おうと。買ってあげると、55町歩そっくり買うということで進めていくということ、いいんですね。分かりました。

それから農振除外について話をお聞きしておきたいと思います。その中で地域未来投資促進法というのを活用して、農地除外、転用を進めているという計画ですが、この地域未来投資促進法ということについて教えてほしいんですが。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

経産省所管の法律になりまして、1つとしましては今回の事例で申し上げれば、農地としてその場所を活用していくよりも、将来にわたって仮に投資が発生したとしても付加価値を生み出していけるというような計画が明確に行政として立てられれば、農地転用について御配慮いただけるという制度の趣旨と認識してございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これは制度が何か近々に変わるということですが、そういうふう聞いていますか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） 制度の改正もあり得るということで御説明は県のほうからいただいております。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回はもしかしたら、これ急ぐ必要が出てくるんじゃないですか。この制度が変わるということは。その制度に合わせて、前の制度に合わせて仕事を進めるということは、どうしても仕事を急がざるを得なくなるということはないんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

その可能性も含めまして、まず町としましてあそこの場所でどういったことを計画立てるんですかというところが求められてくると思っておりまして、そのスピード感を持って対応していかなければならない部分もございますので、今回補正のほうで提案させていただきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから、いわゆるこの促進法も変わることによって、どうしても仕事を急がざるを得ないと、変わることによって期日が少なくなるとか、その制約がもっと厳しくなるから急ぐ必要があるということ認識していいんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

明確にどういった改正が入るかという御説明はいただいておりませんので、現段階で申し上げられることはないのですが、間違いなく申し上げられるのは、スピード感を持って法制度改正後、それに見合った計画を立てていく必要があるのかなとは思っております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、先ほど高橋課長が農振計画について、いわゆる改良区、鶴田川改良区との話はしたと言いましたが、この回答を見ますと県については今後、県からの正式な答えはまだ返ってこないということに取ったんです、国、県ですか。その辺については間違いなく大丈夫ですか。いわゆる55町歩なりを今回一旦外して、また戻すということになった場合のその対応については可能なんですか。先日はうんと簡単だという話だったんですが。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、県のほうと国とは直接というのはございませんが、県を通してと

ということになるかと思えます。県のほうと調整は図っておりまして、約360ヘクタールから55ヘクタールは今回圃場整備のエリアから除くということで、調整はしております。先ほど議員からそれを圃場整備に戻す、仮に何らかあった場合に圃場整備に戻すというお話はいただきましたけれども、前にもお話をさせていただきましたが、もうこの360のうちの55を引いた面積については、もう事業として進めると。進んでいるような状況になっております。ですので、仮に55ヘクタールをまた圃場整備をしたいということで、地域の方からお話があった場合は、別事業として圃場整備というような形は取れる可能性はあるということで認識しております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 県のほうの説明ですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい、そのとおりです。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） ですね、できるならば私はあまり農地を転用しないで、何とか農地のままで畑地化するなり、それはいいと思うんですがね。畑地化するのには。何も転用して工業団地にしなくても、いわゆる造成地ですか、農地以外のものに使わなくても十分対応できるのではないかと、いうことを強く要望しながら、町長はこの仕事を含めて交流人口の定住化を図っていくということも、農業の人手不足につながる根拠についてということで、今回の仕事に取り組んでおりますが、どのような観点でこの交流人口が果たして定住化につながるんですか。町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） まず何よりもこの大郷町を知ってもらう、おいでになる皆さんに大郷町の人間性なり、地域性なり知ってもらう、分かってもらうのがまず何よりも大事なことであり、それがここに人が来ないで、大郷町にはいい、団地を造成しましたよ、おいでくださいと言ったって来ないですよ。だからそれは後でいいの。それはこの次の段階に進む仕事なんですよ。とにかく今、国も経済産業省も農水省も一体になって企業立地促進法改正をして、スピード感を持って進めていこうという考えですから、何ら私は促進法が改正になって、初めて我々がやりやすい環境になってくると信じているところでありますので、御心配なく。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 手に入れた資料によりますと、この経済効果についてで

すが、特に地域農業法人、食材の仕入分ということで、ほとんど伸びがないんです、伸びがね。2031年までの延びる計画がありますが、当初2027年は870万ですが、2031年1,700万と、本当に僅かですよ、伸びているのが。これでも農業振興につながるということですか、町長。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） そうしていかななくてはならないということですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしていかなければならない、こんな程度でいいのですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） どこで満足するかはみんなそれぞれ考えが違いますが、まず我々は今、やろうとするこの事業がどういう内容だかということをお皆さんにもっと前に進む説明をするためには、調査をしなくてはならないので、調査費用をお願いするということから、これから始まっていくと、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 交流人口が定住化につながるという調査もするというところで結構ですか。（「はい」の声あり）もしそれはどのような方法でやるんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それはこのスポーツXの人脈を使ってやりますよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） スポーツXは全然これまで実績がないという、この間の答弁だったんですよ。質問に対する答弁。それを何をスポーツXに頼るんですか、それ。おかしいんじゃないですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） スポーツXにそれ、スポーツXの事業内容を見ましたか。24項目の事業をやっていますよ。みんな。あんなものも皆調べれば出てくるようになっていきますよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 議長、お聞きした、先日の農家さんの説明は、私、聞いたのを見れば広島も京都も定住化の実績がないという答弁しましたね。そのことについて今、町長に聞いたんですが、資料を見るということ、何資料見たら出てくる、定住化の実績があるということですか。それはどこの資料だか出してくださいよ。お願いします。

議長（石川良彦君） 担当であるの。（「あんだべ」の声あり）担当であるの。
ないの。（「あるんでしょう」の声あり）では課長からね。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

明確な資料は手持ちとしてスポーツXさんから提示されているもの
はございません。また、議員さんが今、お手持ちの資料につきましても、
どの段階でスポーツXがどこに開示した資料かというのはちょっと存じ
上げないのですが、1つは参考としましては、例えば総務省辺りで御説
明している内容としましては、交流人口から地域の皆さんと関係する関
係人口を築き上げていくことが、定住人口へつながるというところの内
容の説明とございますので、そういったところを町が行政と企業がどう
いった方向を一緒に制度設計していくかという内容になってくるのかな
と、今の段階で担当としては考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長が経済効果の1つに交流人口の増加で定住化が期待
できると、ずばっと言っているんですよね。ですから私は何なんだ、こ
の根拠は。いっぱい交流人口、いわゆるかわまちをつくったあの公園に
ついても、あのときも交流人口が40万、松島に何百万来るからそのうち
の1割40万人、今、あと道の駅、何十万交流人口来ている、幾ら定住に
つながっているんですか、交流人口が。どうなんですか。やっぱりつな
がっていないでしょう。つながっていないんじゃないんですか。ずばり
教えてくださいよ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） つながっているから今、転入者も増えているんですよ。
転入者も増えているの。それがなかったら増えませんよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、十分に今のやり方でも定住化につながっ
ているという取り方でいいんですね、町長。今の交流人口が増えている
ということは。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今後、大郷町では2038年前後に5,000人という人口になる
人口フレームを抱えている。このまま放っておいていいのかという話に
なりますよ。そうでは困るから、何らかの手を打とうと。打つのは今の
段階だと。この国交省の河道掘削も皆終わって、さあ始まると言ったっ
てできるわけないですよ。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、スポーツXさんを信頼する根拠が何もないんだと私は思うんですよ。町長はうんとあると言っていますが、決算書も出さない、始まったばかりだからという、こういう年数、歴史の浅い会社を信頼するという根拠が分からない、そもそも。全然決算書も見せないし、そういう計算書を出してと言っても会社の云々ということでこの間の休止しておりますが、そういう会社の大郷町のこの360ヘクタールの15%を越えるんですよ、55町歩というのは。15%のすばらしい美田を造成、いわゆる農地から外して彼らのサッカー場なりを造っていくと、そういう構想が素直についついそれに乗ってトップダウンしている町長の姿勢について、極めて私は不信感を抱かざるを得ないんですよ。なぜこんなに信用するんですか。根拠あるんですか、信用する。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 信用する。信用する根拠があるから信用しているんですよ。（「教えてください」の声あり）根拠は、根拠については午後から私、ペーパー、今日持ってきていないからここに。それで説明しますよ。午後の時間でやります。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1時59分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、千葉議員の一般質問を行います。
千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このスマートスポーツパークの中に野球場が計画されておりますが、これ町独自の野球場ではないかと思うんですが、この考え方について、私はもしかしたら現在中村にある野球場に新庁舎を建設し、今回の施設の計画の中で野球場を新たに設けるという考えはないのではないかと思うんですが、どうなんですか。この考え方をお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

例えば仮に各職員の中で、そういった希望というか観測というか、個人的な考えをお持ちの職員はいるかもしれませんが、町として決定しているものでは全くございません。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回、27の説明会で示された中で、野球場が出ているわ

けですが、これは何ですか、個人の職員の考えで出てくるということですか。最終的にこれみんな決めて見せるのではないんですか。こういう計画がありますよと、どうですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

先日のあの資料につきましては、スポーツXさんが仮に野球場があれば西武ライオンズのキッズスクールの関連とかもありまして、そういったことができますよという御提案としていただいたものと認識しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、決して中村にある野球場云々を使う、新庁舎を建てるためにとか、そういうみみっちいことでの考えではないということに理解していいんですよね。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

庁舎の建設につきましては、しっかり庁舎の建設の計画の中で示されていくものだと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それからもう1つ、今回の農振法の農振を除外する関係で、本来前川地区の工事がこれで影響を受けて期間が伸びたとか、開始期間が伸びたとか何とか、そういうことはないんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

前川圃場整備につきましては、昨年、事業推進委員会でも御説明はさせていただきましたが、面積55ヘクタールの除外、それから今回の計画変更に伴う事業の延伸ということでの御説明はさせていただいております。そのうえで御承認をいただいたということにはなりますが、当初の計画からは2年延伸するような形になってございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 大綱2に入るわけですが、前川地区の圃場整備について、私もあそこに約1町歩の田んぼを持っているわけですが、前川地区にね。全体の地権者には何ら説明は必要としないんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 一度アンケートということで、地権者の方には

アンケートの回答はいただいているところでございます。今後、計画を進めるに当たって、土地改良区、それから県、それから町ということになります。協議を進めておりました、地権者の皆様への当然説明であったり、さらに今後は事業推進の同意といったところも必要になりますので、当然必要になってくるものと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それはいつ頃、第1回目というか、近くに開く会議としては、説明会としてはいつ頃を予定しているんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

現在のところ、今、具体的に計画している内容はございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） やはり地権者としても、どうなっているのか、その辺かなり心配しておりますので、全然説明がないとアンケートを取った以降ですか、そういう状況もあるので、早めにその方向づけを示す必要があると思います。

次、2番目に移りたいと思います。縁の郷の管理委託業務者ということで、ラトリエさんをお願いしているわけですが、今回のこのパストラル縁の郷のいわゆる観光掛ける農業を軸とした町側の戦略について、相手があってある、特に管理委託しているラトリエさんとの協議は進んでいる、どのような話合いの中でこういう計画が出されたんですか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

観光掛ける農業といったところで、こういった形で協議しているかということの御回答ということになりますと、まず随時いろいろな形で協議はさせていただいております。さらに地域振興公社さんも含めて3者での定例会ということで、毎月一度原則的には、毎月一度定例会を開催しながらその町の観光であったりの戦略の部分ですね、連携しながらできることはないかということで、協議はしているところでございます。さらにほかの民間企業ツアーの関係の旅行会社であったりとか、そういったところとの協議もしながら、今後、農業掛ける観光の戦略については、随時策定していければと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 決算状況の報告は受けているということでございますが、

その報告の中で、決して数字的なことは求めないでいるなら見せてほしいんですが、あえて一個人の企業でしようから出たくないと思うんですが、ただ、私たちが委託管理しているラトリエさんにとって、ラトリエさんがどのような経営状況にあるのか、私たち見た限りではかなり厳しいのではないかと。ほとんど仕事もない、確かにコロナ禍の影響もあったと思うんですが、仕事がない中でどのような経営をしているのか、うんと不安なところがあるわけですが、その辺について全般的にどのように考えておられるんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

経営の状況につきまして、決算の状況については御報告はいただいております。ただ、議員さんおっしゃるとおり、経営の状況についてはかなり厳しいという状況は否めないところかと思っております。しかしながら、売上げについては過去10年の中で平成23年の地震での災害、そのときの特需というか、かなり売上げが伸びたときの余波ということで、3年間ぐらいは売上げが大きかったんですけども、それも含めた過去10年で比較しても2番目に多い売上げに今年度についてはなるのかなと見てございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のいわゆるリノベーションで修復と、何か横文字、リノベーションというのは何だかなと調べたら修復ということで、この修復する内容については、町独自でということが強調されていても、当然のことながら、委託管理するラトリエさんとの協議もあったと思うんですが、その辺について具体的にこうしてほしいとか、ああしてほしいとかいうような内容は出されていないんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 当然ながら、町の施設ではございますが、指定管理、運営しているのは株式会社ラトリエということになりますので、当然あの設計会社も含めて打合せについては、ラトリエも入った中で要望も伺いながら進めているところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いずれ予算の中で審議したいと思うんですが、かなり1億近い金が今回の縁の郷の関係で計上されておるわけですが、それだけによく言われる費用対効果を考えた場合に、決してラトリエさんの労働者の、ラトリエさんが潤うような姿に1円もならないと思うんですが、

直接的にはね。そういう状況の中で、何がいわゆるこのリノベーションをするに当たっての要望として、具体的にどういう状況があったのか、その辺について予算委員会で説明することはできないのでしょうか。資料として出すことはできないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 今、議員がおっしゃった資料というのは、どういった設計の内容になるかというような内容で、

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 約1億近くの計画があるわけですね、予算。縁の郷の。その場合の1億円近いもの、どういう内容のものを考えておられるのか、大きな意味でのその考え方。ラトリエさんとの協議の中で、どういうことを進めていこうとしているのか、その辺の大きな姿での内容で結構ですから、ぜひ説明をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それではそちらにつきましては、予算審査の中で、資料を提出できればと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 次、3番目にこの子供の均等割税についてお伺いしたいと思います。確かにこれ、条例では定めることはできないという仕組みになっているというような話でございますが、ただ、県内の自治体でも結構こういうのを進んでやっているところも多いんですが、そういう自治体についてはどのように考えますか。そういうのを学ぶべきだと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

未就学児の均等割の軽減に関しては、今年度から始まった事業でございまして、令和4年7月の25日に厚生労働省から事務連絡通知が流れておりまして、国民健康保険法第81条の中で、この条例については政令で定める基準に従って行いなさいとなっておりまして、その従うべき基準でありますので、本町といたしましてもその国の基準を超えて軽減額を拡充することはできないと解釈しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 勘違いですが、今年から始まったと、令和4年度から始まったというお話ですが、この均等割への軽減については、もう少し早くから始まって、町で予算化して戻しているということで理解したんで

すが、そうじゃないですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） 本町では、均等割相当額を補助を出すという制度がもう3年ぐらいたっておりますが、今年度4月から国のほうで未就学児の均等割の5割を軽減するという制度になっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですからその制度と合わせて、今、町で独自にやっている制度とそれを合わせてもっと早めに対応することはできないのかなと、完納前から。今は完納後に初めて完納したからということで戻したというやり方だったと思う、そうすると今回からは半分は軽くすると、例えばね。軽減する分を軽くして、あとの差額分については後から戻すという形になるわけですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その半分の分を町で独自にできないのかと。結局は親御さんの保護者の負担を軽減するためにこの制度が始まったわけですから、そういう視点から考えた場合には、学校給食と同じで後から完納したから戻しますよでは、やっぱり田中町長もやったときに、始まったとき駄目だと。そういうことでもう最初から完納しない云々から、もう最初から給食費をただにしている経過があったんですよ。そういう経験を踏まえて、なぜこの均等割についても対応できないのかなと、私、思うんです。ぜひ最初から軽減すべきだと。負担の軽減を図るべきではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

現段階については、国の基準を超えて条例で定めることはできないとなっておりますので、現行のまま進めたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） いや、現に自治体としてやっているところもあるんですよ。そういうのも参考にすべきという考えはないんですか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、国のほうから令和4年7月25日に通

知が来ておりますので、ほかの自治体に関してはこの通知が来る前に条例で定めたものと思っております。

議長（石川良彦君） 町長、午前の分のやつで引き続き。千葉議員の午前中の質問に対して、町長が書面というかペーパーで示すということでありました。改めて町長から説明いただきます。

町長（田中 学君） ペーパーではお渡しするわけにいかないのですが、そのペーパーを私が確認して、私の認識を申し上げたいと思いますが、このスポーツXという会社、まさにベンチャー企業でございますので、これから株式、東京証券取引所に2026年に上場する準備をしているようであります。そのことが私にとって、本町にこの企業が設置され、上場して町の将来にこの企業が共存共栄を図っていきたい、町の発展に寄与したいという、そういう企業理念があったので、私もそのようなベンチャー企業を町で受け入れることによって、町の評価も高くなり、まさに交流人口が増える、そういう人たちが大郷町の評価をしてくれると判断しております。特にこの今の資本金からしても、4億700万円の資本金に対して、株主資本も5億からございます。こういう株主の皆さんも積極的にこの会社を成長させようという、そういう表れがございますので、これから本町と共にまちづくりに協力する企業を大事にしていかななくてはならない、それが次の時代に生きる人たちのためにも、我々がその礎になるべきだという、そんな思いを強く持っているのです、この事業をしっかりと調査をして、そして広く町民にもお示しして理解をしていただいて、これならばいいんじゃないかと言われるような内容にして、議会に報告してまいりたいと、そういう思いであります。

以上です。

議長（石川良彦君） これで千葉議員の一般質問を終わります。

次に、9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9番和賀直義です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱1点目。町長の施政方針より伺います。

（1）、町長の思い入れの強い重点施策は。

（2）、総合計画に基づく施策で、具体的な少子化・子育て支援について、新規事業は。

大綱2点目。支え合い助け合う地域社会の構築について。

高齢化と核家族化により高齢者のみ世帯が増加しており、ごみ出しなどの高齢者の日常を支える取組が重要になっています。そこで、高齢者

をはじめ自立が難しい人々が、安全に安心して暮らせる、支え合い助け合う地域社会の構築について、以下伺います。

(1)、日常の買い物やごみ出しなどの支援の推進。

日常の買い物に困っている高齢者などを支援するため、食料品などを自宅に届ける宅配サービスや地域を巡回する移動販売カーの運行を、町と介護施設、商店などと連携し、高齢者が安心して外出できるようサポートしては。

(2)、移動式オンライン訪問診療所の普及促進について。

医師不足をカバーするため、通院が困難な方に対し、集会所や自宅付近へ、オンライン診療のための機器と看護師が乗った自動車が出向き、診療することは。

(3)、認知症の人も家族も安心な地域に。

認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、認知症の理解の促進やさらなる認知症サポーターの養成、認知症に関する相談体制の整備などが必要だと考えるが。

大綱3点目、デジタルトランスフォーメーション推進の取組についてということで、来庁者が申請書等を記入することなく、職員の聞き取りやマイナンバーカードの活用などで、簡単に効率的に手続の申請ができる「書かない窓口」の導入をすべきでは。

以上大綱3点、よろしく願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま和賀議員の大綱1つ目の施政方針より伺うという質問でございますが、(1)につきましても、施政方針の全て大変重要な施策であると考えております。大郷町復興再生ビジョンに基づく復興事業は、分譲宅地のかさ上げや災害公営住宅の整備など、ある程度道筋がついたものと認識してございます。今後、防災コミュニティセンターの建設やかわまちづくりなど、吉田川を中心としたにぎわいの創出に向け、事業を進めてまいります。中でも、スポーツ関連企業の誘致につきましても、大郷町の将来を大きく左右する事業であります。この一大プロジェクトの成功に向け、町民と一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

(2)につきましても、子供を産み、育てやすい環境づくりとして、令和5年度より産後ケア事業を開始し、母親が出産後に抱えやすい悩みや疑問に対し、さらに専門的なケアがなされる体制づくりを目指します。また、子供が健やかに育つ環境づくりとして、令和5年度より保健セン

ター内に、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要支援児童等への支援業務を強化するほか、親の心情にも一層配慮し、より前向きに子育てができるよう支援してまいります。

支え合い助け合う地域社会の構築という大綱2つ目ではありますが、(1)につきましては、本町では高齢者世帯等を対象とした軽度生活援助事業で買い物等を支援しております。また、大郷町社会福祉協議会内にあるライフサポートおおさとでは、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、同様の支援を行っております。外出支援としては、ふれあい号の運行を開始してございます。一方、一部の町内商店等におきましては、宅配サービスを行っていることから、御提案のような体制を町で構築することは、今の段階では考えておりません。

(2)につきましては、医師の不足する地域において、有用なものと考えられます。現状、オンライン診療の適切な実施に関する指針におきましては、今後、さらなる情報通信技術の進展に伴い、情報通信機器を用いた診療の普及が一層進んでいくと考えられるが、その安全で適切な普及を推進していくためにも、情報通信機器を用いた診療に係るこれまでの考えを行うことが求められているとのことであります。普及推進につきましては、今後、国の通知・指導等により行ってまいります。

(3)につきましては、認知症サポーター養成講座を実施し、また、当事者及び家族の支援の場として、認知症カフェを開催し、認知症に関する理解を深め、地域社会での見守り支援につなげております。いずれにいたしましても、加齢に伴い、身体的にも衰え、できなくなってくるものも多くなってまいります。このような問題は、御提案の支え合い助け合う地域社会の構築で解決していくことに大変意義があるものと考えております。今後も、地域課題の共有及び解決に向けた支援などを推進してまいります。

大綱3番にまいります。デジタルトランスフォーメーション推進の取組についての御質問であります。

マイナンバーカードの取得者が、マイナポータルや電子システムの利用によるオンライン申請により、転出等の手続が令和5年2月6日より可能となったため、役場への来庁が原則不要となりました。令和5年4月からは、介護認定の申請など、想定される手続について、原則マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続が可能となります。また、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑証明書、所得証明書等の証明書がコンビニエンスストアで取得できるよう、

令和6年4月稼働を目指して準備を進めてまいります。

今後、マイナンバー制度の浸透に伴い、窓口業務の変化も想定されるため、窓口の利用者数、利用サービスの変動なども注視しながら、御提案いただいた「書かない窓口」も含めまして、行政サービスや窓口サービスについて検討を重ね、利便性の向上や滞留時間の削減により、よりよい窓口を検討していきたいと考えております。利便性の向上には、マイナンバーカードの取得が重要となってまいりますので、継続して普及促進に努めてまいります。

今、参考までに1月末現在で、申請率64.97%、交付率55.48%となっておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。終わります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 第1回目の答弁をいただきました。これより通告の順に従って、再質問させていただきます。

まず1番の思い入れの強い重点施策と、町長は全てが大変重要な施策だということで、昨日、町長の施政方針を聞きまして、1時間半、非常に長いボリュームもあって、もう全部しゃべっているというか、そういうふうに聞いたんですけれども、その中でも特に思い入れの強い重点施策はとお聞きしまして、復興再生ビジョンですか、その実現とあと新たにスポーツ関連企業の誘致によって、交流人口を増やして大郷町の定住、人口を増やしていくという、そういうやり取りを、複数の議員とのやり取りを聞いて、答弁を聞いて、町長の熱い思いは理解できております。

私も複数の議員とこのかわまちづくりを勉強しに行ってきたんですね。それは静岡県函南町の伊豆ゲートウェイ函南という川の駅なんですけれども、そこは地の利も非常によくなったんですね。バイパスができて、そこに交通の要所のところに、まず最初に道の駅ができたんですよ。その2年後に今度川の駅ができて、今、大郷でも検討しているような内容の施設ができるようなものを行っているということでございます。そしてそれが1日だけ見た感じではよく分からないんですけども、要するに地の利があって、そして道の駅との相乗効果というのがあって、なおかつその後辛子明太子の会社に来て、そこでテーマパークみたいなのを造ったんですね。そっちでかえってマイナスになるんじゃないかなと思ったんですけれども、それが相乗効果で人が増えていると。あとそれからこの防災拠点があるんですけれども、それもその川のちょうどその位置が川のちょうど真ん中のために……

議長（石川良彦君） 和賀議員、通告内容で。

9番（和賀直義君） 通告内容に入っています。

議長（石川良彦君） 町長に対して重要施策についての、重点施策についての質問にしてください。

9番（和賀直義君） 要は、要するにかわまちづくりだけをやったとしても、その相乗効果をする、周りも一緒にやっていないと、絶対私は成功しないと思うんです。ですからその辺の配慮もすべきだと思いますが、ちょっと見解だけお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） おっしゃるとおりでございまして、農業とスポーツをリンクさせた新しい発想でベンチャー企業がやりたいということでございますので、この辺もう少し調査を深く広く進めてまいる、そういう環境づくりがこれから大事だと思っておりますので、よろしくどうぞ御指導いただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） この（2）の少子化・子育て支援についても、答弁いただきまして、今年の新しい事業として子ども家庭総合支援拠点を設置するよという、これ新しい事業だと思うんですけれども、これは今までこの子ども健康室でワンストップでやってきたわけですけれども、それとどのように内容的に違ってくるのかお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点といいますのは、町内の全ての子供、その家庭、妊婦等を対象に必要な業務を行うところでありまして、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務を強化するものでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 要支援、要保護児童の支援を強化するという答弁でございました。私は今、妊娠から出産に始まって、国でも5万、5万と大郷町もやるわけですが、それと並行して伴走型相談支援事業というのが報道を聞いているんですけれども、我が町のこの伴走型相談支援事業というのは、どのようなことをやっていく考えなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。

まず妊娠されたときに妊娠届を出されるわけですが、そこでまず相談をいたします。妊娠が8か月になったときにも、また改めて相談をいた

します。出産後に関しても、電話相談とか対面でとか、相談をして困り事があれば、それに対応していくという伴走型になっております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 分かりました。今までのより寄り添った相談ができるということで理解しました。

次に、大綱 2 点に移らせていただきます。この宅配サービスは、今現在でもやっているから、(1) の町で構築することは考えていないよという答弁でございました。今、確かに食料品とかそういう移動販売ね、お客さんのほうにというか、消費者のほうに行っているんですけども、今度逆に、その逆をやったほうがいいんじゃないかなと思っているんですけども、要するに商店街とか、衣料品を売っている、食料品を売っている、そういう事業者の方と相談して、ふれあい号などもうまく利用するようにして、高齢者の 1 人で行けない人たちを、そういうところに連れてきて買い物をしてもらう、これは健康増進にもつながると思うんですね。ただ訪問、行って販売するというのではなくて、連れ出してきてそこで買ってもらうということも考えられると思うんですけども、これについての所見をちょっとお聞きいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

議員おっしゃるところも一理あるのかなと思いますけれども、現状ふれあい号等々で買い物もしていただけるのかなと思っていますので、その施策で、今のところはやっていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） あとこれは(2)のこのオンライン診療なんですけれども、前向きに答弁いただいたと思います。これは長野県の伊那市で 2 年前から既に実施しているということで、「走る診察室、山間部へ」という新聞の報道を読んだんですね。通院が困難な中山間地域の高齢者らの自宅を医療機器などを搭載した移動診察カーが訪ねて診察すると。要するにモバイルクリニックというものだそうでございます。ベッド付きの車内で血圧計や心電図モニターなどがあり、車椅子に乗ったまま乗車可能で、ドライバーと看護師が乗り、看護師が医師とビデオ通話でつないで、モニターの画面で遠隔診察ができると。これを利用できるのは高血圧や糖尿病などの慢性疾患のある患者で、かかりつけの医師が利用の判断をすると。遠隔エコーシステムによる妊婦健診も開始したとのことでございます。医師不足のカバー、通院が困難な方への支援として有効で

はないかと考えます。お医者さんからもすれば、やっぱり往診に行く時間が必要なくなるわけですから、効率的になるということでございます。ただし、すぐにはできないんですね。この黒川医師会と協議したりとか、やっぱり準備期間が必要なので、やっぱり今からこの医師不足、あとそれから医療格差というか、田舎のほうはどうしてもそういう医療格差で不利でございますので、こういうモバイルクリニックといいますか、こういう検討もやっぱり今のうちからやっていただきたいなと思って、今回提案したんですけれども、御見解を伺います。

議長（石川良彦君） 改めて保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

将来的にはこういう医療も必要かと認識しております。答弁にもありましたとおり、今現在、国のほうでその内容について詰めている状況でございます。それら今後市町村にも通知が来るかと思われまますので、その時点でその内容を精査しながら、医師会等々とも協議しながら進めていきたいと考えます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ進めていただくようお願いいたします。

次、（3）の認知症の件でございますが、これも私の認識と同様の答えが返ってきてございます。家族や周りの人々が適切に認知症の人に対して対応するために、やっぱりより認知症サポーターの育成促進が必要だなと考えてございます。今、現時点で直近ではコロナの影響もあってなかなか進まなかったんじゃないかなと考えているんですけれども、現在、サポーター、今、これくらいがいて、今後このようにやっていくんだという展開をお聞きしたいんですけれども。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

認知症サポーター養成講座につきましては、まず町の職員を対象に実施しまして、その後各種団体、議員さん方にも最低1度はやっているかと思えます。そのほかにも各種団体に今現在、受講していただいていた状況でございます。コロナの影響もありましたが、今後は広く一般住民、あるいは児童生徒などにも講演していただき、認知症への理解を深めていただきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ推進をお願いいたします。

あと大郷町は、去年から障害者手帳を持っていない高齢者の方に、補

聴器の補助をしていますよね。難聴と認知症というのは何か相対があるという研究成果が出ているらしいんです。それがまず私も初めて分かったんですけれども、この認知症のリスク低減につながる生活習慣とか、栄養補給などの知識、情報提供、これはときどき社協から送られてきています。新聞に挟まってですね。あと広報でも来ているんですけれども、予防のためにもっとそういう知識、情報をみんなに知ってもらおうというのが大事なんじゃないかなと思うんですけれども、この辺に対してどういう見解を持っていらっしゃるか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

そういった生活上で必要となるような情報については、随時提供していきたいと思えます。先ほど御質問の中で、認知症と補聴器、難聴の問題がございましたけれども、こちらのほうは国で現在調査、研究を進めている状況で、今現在ではっきりしたものではないという認識であります。ただ、直接的な因果関係に関わらず、難聴の方についてはかなり外出を控えられているということが多く聞いておりますので、その辺も今後検討していきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 理解いたしました。

3の再質問でございますが、今、マイナンバーカードがもう普及して、あといろいろ要するに町に来なくても住民サービスが受けられる、要するに「書かない窓口」から「来ない窓口」のほうになっていますよと。来年の6月を目標にやりますよという答弁でございました。その間は高齢者の方を対象としても構わないので、要するに「書かない窓口」という何か表示をして、効率のいいように住民のサービスに立った、そういう部分的なんですけれども、「書かない窓口」をその間やってもらうことはできないのかどうか、見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） ただいまの「書かない窓口」について御答弁させていただきます。この「書かない窓口」につきましては、北海道の北見市をはじめ、千葉県船橋市、愛知県小牧市など、複数の自治体で導入をされている実績がございます。このようなシステムを導入した場合に、どのようなメリットがあるか、またはデメリットがあるかということになりますと、町がこの「書かない窓口」を導入した場合のメリットといたしましては、町民にとっては必要な書類事に申請書を記入する手間が

省けると。それから待ち時間の解消にもつながるため、大変便利になると思われま。また、町の窓口業務におきましても、記入漏れ等の対応に要する時間がなくなるだけでなく、受け付けした申請情報を一括して管理して、関係する課と共有することで、ワンストップサービスもさらに円滑となり、様々な町民へのサービスにつながることが可能になると思われま。さらに、超高齢社会が進む中、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は増加の一途をたどるため、このような世帯にも優しいデジタル化は町にとっても大きなメリットがあると思っております。一方、デメリットといたしましては、全ての窓口を「書かない窓口」にしまうと、逆に待ち時間が増えてしまうこともあり得ること、システムの導入経費とその後の運用経費、1対1の対応を行う窓口環境の再整備、配置人員の見直しが必要となるため、コスト面の検証も同時に進めていかなければならないということになります。これが現在の町が総務課、DX担当しておりますが、その上での見解でございます。つまり便利にはなるけれども、時間とお金がかかるということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） その辺の検討は当然必要だと思いますので、その辺を検討していただいて、要するに全部やる必要はないと思うんです。要するに高齢者の方とかそういう人が来た場合にやるとか、やっていただきたいなど、このように思いますが、もう1回総務課長、その辺のやる考えはございますか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

どういった手法がいいのかにもよるんですが、例えば先ほど言ったデジタル化を伴ったやつにすると、大変な経費がかかると。結局は何を申請したいのか、何の証明書が欲しいのかをタブレットなどを使っても、結局は対面でその聞き取りをしなければならないと。住民の方は、それはただ書かなくていいと。そして最後に確認して、サインをしていただいて、それでこの申請でよろしいですかということ受付をするというのが、この「書かない窓口」でございますので、今現在でも実際にはロビーの中で隣に座って、どういったことで今日は来たんですかと、保健福祉課さんだと特に多いと思うんですけれども、その中でそういった要望を聞きながら、ちゃんと申請書に書き入れながら、最後の名前とかは書いてくださいねという対応は取っておりますので、それでも我が町が

すぐ進まなくても率先していかななくても、いずれはそういう時代も来ると思うので、それに向かっては少しずつながら進めていくということで考えておりますが、以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今でもやっているよと、最終的に名前は記入してもらおうということでございますが、マイナンバーカードが有効に利用できれば、それも必要なくなってくる時期が来るんじゃないかなと思うんです。だからそのときのために、やはり来る人も、それから職員の方も最終的には負担の軽減に私はなるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討を進めていただいて、やっていただくと、私としては取ったんですけども、それでよろしいですかね。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 先ほど町長の答弁にもありましたが、一般的な証明書類につきましては、令和6年の4月を目標にコンビニエンスストアでも取れるようにしていくという方針でございます。それ以外の申請、介護認定のための申請とかということになってくると、どうしても対面でお話ししないといけないものですから、コンビニエンスストアでマイナンバーカードでぴっとやれば申請が終わるといようなものではないものですから、そういうものに関しては時間とお金がかかりますよということを申し上げたので、できるものから和賀議員さんが言われたマイナンバーカードを使ってできるものから始めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） できるものからやっていくよという、前向きな答弁と捉えまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） これで和賀直義議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 1 0 分 休 憩

午 後 2 時 2 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。10番高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 10番、通告に従いまして一般質問を行います。高橋重信です。

まず質問の大綱1番、スクールバス運行について。

大郷中学校の生徒数が減少となり、旧明星中学校と旧大松沢中学校が統合されました。登下校に際しましては、スクールバス運行が条件となり、平成20年4月1日、大郷中学校が開校されました。開校して早15年となりましたが、スクールバス運行がない地域の生徒たちにも、スクールバスの運行をしていただきたいと、強い要望がありますが、町の所見をお伺いします。

大綱2番、けやき坂ガーデン団地の緊急避難路の建設を。

12月定例会にも同じ質問を行いました。答弁は、団地の事業者が所有する団地南側の高台の土地について、災害時の使用承諾を得ており、大雨が予想される場合には、事前に車を移動させ、仮に県道が冠水した場合でも、外部への移動が可能となり、町道側への接続道路の整備についても、引き続き要望していくとの答弁でありました。今、現状のところ集中豪雨が発生した場合、三度目の冠水となることに住民の皆さんは大変心配しております。災害を受けているこの団地に対しての所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） まず初めに、答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 高橋重信議員の大綱の1つ目、スクールバス運行についての御質問に御答弁申し上げます。

大郷中学校のスクールバス運行につきましては、大松沢地区に居住する生徒を対象としております。令和3年度に令和4年4月1日から向こう5年間の運行計画を丁寧に見直しいたしました。その際、優先順位をつけ、限られた財源の中で持続可能でより効果的で効率的な運行にするため、大松沢地区では、小・中学生の乗り合わせ、他路線では増便とならないように、全路線の運行経路の見直したところでございます。このことにつきましては、議会の御理解もいただいているものと考えておりますので、現時点での変更は考えておりません。よろしくお願い申し上げます。

大綱2につきましては、町長が答弁いたします。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 続いて大綱2番、けやき坂ガーデン団地の緊急避難路の建設をというテーマであります。この団地の開発業者に対して、町道への接続道路の整備について、町といたしましても要望を続けてきたところであります。できるだけ早くと考えてございますが、夏前までには道路を整備するという事業者側の話でありますので、間違いなく町といたしましても信頼を申し上げているところであります。現在、施工業者

との手続等について調整中とのことでありますので、今しばらくお待ちいただきたいと思えます。高橋議員のこの地域の皆さんから、私にも再三このような話がございましたので、その新住民の皆さんの立場に議員が理解をされて、町に担当課のほうにも何遍となく、しつこいくらい積極的に働きかけをしてきたということ、地域の区長からもこのお話を聞いておりました。まさに町民の代弁者として、本議員に対して私も敬意を表したいと思えます。これからも頑張ってください。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 大綱1番のスクールバス運行について再質問を行います。この今、一番私がお願いしているところは、旧明星中学校の生徒たちですね。この生徒たち、大分遠いところから通っている子供たちもおりまして、それで以前は自転車通学する子供さんもおりますが、要は高齢者のおじいさん、おばあさんが送り迎えされておりましたけれども、高齢化が進むことによって、その送り迎えもなかなかできない状況にあると。それで遠いところの子供さんの父兄の方から、何とかスクールバスを出していただけないのかと。小学校はスクールバスを出しているのに、なぜ中学校だけ出していただけないのかなと、この整合性ですね。この辺はどのように考えられるのか、この辺の見解をお伺いします。

議長（石川良彦君） まず初めに、教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答え申し上げます。

このスクールバスの運行、中学校の運行につきましては、冒頭お話し申し上げましたとおり、大松沢中学校の統合でこういった形で大松沢地区の中学生はスクールバスで通いますというところで、合意形成が図られて、そして今日に至っているというところがございますので、そこを変えていくと、明星中学校の学区まで広げていくということは、なかなか現時点では難しいことなのかなと思っているところでございます。詳しくはちょっと課長のほうから。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

ただいま教育長がお話ししたとおり、その合併時の約束事項ということで大松沢ということで、限られた財源の中で運行しているわけがございますので、約束どおりの運行をこれまでも継続しているという認識でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 契約、統合当時のこれは条件は分かりますし、また、そ

の当時の人たちも理解はしていると思いますが、今、現状の父兄の方、この人たちに理解を今の答弁だけじゃ理解させることはできませんよ。あと私も理解させることができないんですけれども。なぜ遠いところ、大松沢、川内、あるいは安戸、不来内、あるいは土橋のほうもあるんですが、遠いところがなぜ当時の契約がこうなんだから、皆さん我慢してくださいよと、自分、家族なり何なりで送り迎えしてくださいと、こんな話、今の世の中通用するんですかと、私は私自身もそう思うものですから、今回こういう形で質問させていただきます。個人的にはやっぱり自転車で通学して学校に行く前のある程度の運動をして、それで授業の臨むのが一番集中力があるのかなと思うんですが、今、いろいろな事件なり事故なり多発しているものですから、親御さんからすればやっぱり安心安全な交通手段にしてほしいとの願いから、私、質問しているわけなんですけど、これ自治体としてこのような取組が15年たった今現在、あっていいのかどうか。私はぜひともこれは変えていただきたいと。やっぱり小学校も中学校もそれぞれ皆自転車で通学したい子供たちはそれでいいんですけれども、そうじゃないバスをお願いしている家庭には、やっぱり町でやっていただきたいと思うんですが、この辺の見解、町長お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今、大松沢地区、小・中学校乗り合いで来ているようなんですけれども、その方式は取れないんですか。私が言うのもおかしいけれども、物理的に不可能な話じゃないのでないですか。と思います。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

今年度のもちろん生徒の状況で、小学校と同様に2キロ未満となります中村、羽生の旧大谷学区部分、それから長崎、丸山を除きまして、小・中学校乗り合わせで現路線で運行、中学校もした場合ということで考えますと、2,700万から1,800万円、今の経費よりもかかる形になります。現在4,200万円ほどで年間運行しておりますので、年間7,000万円ほどになるということで、それが今後継続的に財源的にも問題ないということであれば、運行できると思いますが、町の予算上の優先順位、教育委員会としての優先順位もございまして、その辺も考えながらこれは検討すべきものだと思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 納税者である一般町民の方が、なぜ向こうは走ってこっ

ちは運行できないのかなと。もし財源がないのであれば、こういう条例をつくって取りあえずはその予算ができるまでやってもいいのかなと。それは以前リサイクル法で県が3%職員の方から借りて、後からそれを戻したと思うんですが、そういう形で原資をつくって、それでその期間、財源がないのであればそれをあてがうとか、こういう発想もやっぱり必要かなと私は考えるわけなんです、やっぱり父兄にすれば何とかしていただきたいと、何であっただけ走ってこっちだけがと、この思いはあるんです。同じ納税でなぜこうなんだと。だからもしそういう形でも、あるいはバスが何も大型じゃなく、これはある程度の数字を見て、小さなやつでもできるのか、あるいは先ほど町長の答弁に何とかできないのかと、小学校、中学校ですね。そういう形で、今、課長も言われたようにとにかく一度やる方向で検討していただきたいと、このように考えます。今、もう一度何か答弁ありますか。

議長（石川良彦君） 同答。じゃあ学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

今のお話の答弁になるか分かりませんが、今後も児童生徒数が減っていくということがあれば、現状のバスの状況でも、小学校も中学校も乗れるということもあり得ますので、そうなれば話は変わってまいります、現状としてはちょっと財政負担のところから考えても大きいんじゃないかなという見解でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） じゃあ町長に、今、財源がないからちょっと待ってくれじゃなく、事業、県ではそういう形でリサイクルが始まる、その大郷の川内流通団地に入った業者の方が補助金をもらって建設したと思うんですが、いろいろな手法があると思うんです。やっぱり学校教育、いろいろな形で力を入れてやってきているので、このスクールバスも何とかやっていただきたいと思うんですが、この辺の見解、今一度。そういう予算をつけてもやっていただきたいなと思うんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 議員はどの辺の地区までとお考えですか。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 旧明星中学校から、明星中学校でも近場は何とかやっているといると思うんですが、どうしても行けないという子供たち、家庭があると思うんです。特に土橋とかあるいは東成田、あと川内、安戸、味明、

不来内ですか。この辺、あるいは山崎もだと思っうんですが、この辺そんなに人数はいないと思っうです。だからこの辺をもう少し検討していただきたいと思っいます。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 分かりました。内部で少しこのエリアを見直しかけて、検討します。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 次に、大綱2番ですね。けやき坂団地の緊急避難路の建設、これは夏前あたりまで整備するということなので、まちづくりの担当課長、いろいろ御足労かけた、足を運んでいろいろやったと思っいます。本当にこの辺に関しては感謝いたします。

議長、ちょっと質問は大体今のこの答弁で終わりますので、前段じゃなくちょっと後段のことを言っって、私がこの質問を三度同じ質問をやった経緯をちょこっただけ話しさせて……

議長（石川良彦君） 通告に従っってやっってください、どうぞ。

10番（高橋重信君） この緊急避難路、これの質問を三度行いまして、お笑いになられるかなと思っいましたが、やっぱり二度の一般質問を行っったとき建設できないと、やっぱり町としては事業主は……

議長（石川良彦君） 過去のことではなく前向きな答弁、きちっとしていただっいますから、その上での質問にしってください。

10番（高橋重信君） ちょっとなぜこの話を私がしたかというのは、1991年に湾岸戦争がありまして……

議長（石川良彦君） 関係ある質問に変えてください。

10番（高橋重信君） あるんです。それで1991年に……

議長（石川良彦君） 短く、短くお願っします。

10番（高橋重信君） 1990年に現地法人が帰国できないということで、大使館、あるいは外務省のほうに再三かけ合っっても何ともできないと、そこで動いていただっいたのがアントニオ猪木参議院議員……

議長（石川良彦君） けやき坂ガーデンと関係ない話ですから。

10番（高橋重信君） いや議長、あるんです。これは私の思っいを……

議長（石川良彦君） 簡単にお願っします。外交と関係ないですから。答弁は出っているんですよ。

10番（高橋重信君） それでですね……

議長（石川良彦君） 何をあと要望したいんですか。

10番（高橋重信君） だから私がこの質問をなぜしたかというその思っいを……

- 議長（石川良彦君）　じゃあきちっとした提言でお願いします。どうぞ。
- 10番（高橋重信君）　それで……
- 議長（石川良彦君）　なければ終わりますよ。
- 10番（高橋重信君）　町、国のチャーター便は出していただけないということ
で、猪木議員がそこの大統領……
- 議長（石川良彦君）　高橋議員、質問の範囲を超えていますから。
- 10番（高橋重信君）　いや、もう少しで終わりますので。
- 議長（石川良彦君）　発言停止します。
- 10番（高橋重信君）　それで12月12日に人質の方全員が日本空港に降り立った
わけなんですけど……
- 議長（石川良彦君）　高橋議員、先ほども注意しましたがけれども、質問の範囲
を超えています。したがって会議規則第50条第2項の規定により、発言
を禁止いたします。
- 10番（高橋重信君）　あのね、議長、もう少し。
- 議長（石川良彦君）　これで高橋重信議員の一般質問を終わります。通告以外
あったら、予算審査でも何でも来週ありますから、そこでやってくださ
い。（「ありがとうございました。これで一般質問を終わります」の声あ
り）
- 以上で本日の一般質問を終わります。

日程第3	議案第3号	大郷町個人情報保護審議会条例の制定につい て
日程第4	議案第4号	大郷町個人情報保護法施行条例の制定につい て
日程第5	議案第5号	大郷町債権管理条例の一部改正について
日程第6	議案第6号	大郷町職員の定年等に関する条例の一部改正 について
日程第7	議案第7号	大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関す る条例の一部改正について
日程第8	議案第8号	大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関 する条例の一部改正について
日程第9	議案第9号	大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条 例の一部改正について
日程第10	議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 改正について

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 大郷町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規合同規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第26 議案第26号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第27 議案第27号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第2号)
- 日程第28 議案第28号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予
算(第3号)
- 日程第29 議案第29号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計
補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第30号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会
計補正予算(第3号)
- 日程第31 議案第31号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予
算(第2号)
- 日程第32 議案第32号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算(第
3号)

議長(石川良彦君) 次に、日程第3、議案第3号 大郷町個人情報保護審議
会条例の制定について、日程第4、議案第4号 大郷町個人情報保護法
施行条例の制定について、日程第5、議案第5号 大郷町債権管理条例
の一部改正について、日程第6、議案第6号 大郷町職員の定年等に関
する条例の一部改正について、日程第7、議案第7号 大郷町人事行政
の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、日程第8、議
案第8号 大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
改正について、日程第9、議案第9号 大郷町職員の懲戒の手続、効果
等に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第10号 職員の勤
務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第11号
大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第12、
議案第12号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について、日程第13、議案第13号 特別職の職員で常勤の者の
給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第14号
職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第15号
大郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、日程第16、議案
第16号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について、日程第17、議案第17号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第18、議案第
18号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について、日程第19、議案第19号 大郷町特定教育

・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第20、議案第20号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について、日程第21、議案第21号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について、日程第22、議案第22号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第23、議案第23号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、日程第24、議案第24号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第11号）、日程第25、議案第25号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第26、議案第26号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第27、議案第27号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議案第28号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第29、議案第29号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議案第30号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）、日程第31、議案第31号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）、日程第32、議案第32号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第3号及び議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、並びに議案第22号、議案第23号について説明を求めます。総務課長。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（遠藤龍太郎君） 皆さん、改めてこんにちは。それでは、議案第3号の提案理由を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第3号 大郷町個人情報保護審議会条例の制定について
大郷町個人情報保護審議会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

はじめに、本条例の制定理由について申し上げます。

制定理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律

の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に伴い、大郷町個人情報保護条例は廃止し、新たに大郷町個人情報保護審議会条例を制定するものでございます。

2 ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の条文を説明いたします。

まず、第1条の設置でございますが、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、審議会を置くものでございます。

次に、第2条の所掌事務でございますが、法律の規定による諮問に応じ、審査請求について調査、審議することなどを規定したものでございます。

次に、第3条の委員でございますが、審議会の委員を5人以内で組織する内容を規定したものでございます。

3 ページを御覧ください。

次に、第4条の会長及び副会長でございますが、審議会に会長及び副会長を置き、互選により定める内容などを規定したものでございます。

第5条の会議でございますが、会議は会長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない内容などを規定したものでございます。

次に、第6条の意見等の聴取等については、関係者に対し出席を求めて意見、説明を聞くことができる内容などを規定したものでございます。

最後に、第7条の委任は、審議会の運営に関し、審議会に諮って定める内容となっております。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、原則令和5年4月1日、附則第3項の規定は、公布の日となります。また、経過措置を設け記載しております。

大郷町個人情報保護審議会条例の制定についての提案理由の説明いたします。

次に、議案第4号の提案理由を申し上げます。

5 ページをお開き願います。

議案第4号 大郷町個人情報保護法施行条例の制定について
大郷町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の制定理由について申し上げます。

制定の理由でございますが、議案第3号と同様の内容となっております。

すので、省略させていただきます。

6 ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の条文を説明いたします。

まず、第1条の趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条の定義でございますが、この条例における用語の意味及び実施期間を具体的に定めたものでございます。

次に、第3条の手数料等でございますが、開示請求等における手数料等の内容を定めたものでございます。

次に、第4条の審議会への諮問でございますが、同条各号に該当する場合において、大郷町個人情報保護審議会に諮問できる内容を規定したものでございます。

7 ページを御覧いただきます。

最後に、第5条の委任は、この条例の実施のため、必要な事項は規則で定める内容となっております。

附則の第1条は、施行期日を令和5年4月1日にするものでございます。附則の第2条は、現大郷町個人情報保護条例を廃止するものでございます。附則の第3条は、経過措置を定めたものでございます。

8 ページを御覧いただきます。

附則の第4条は、旧条例下での違反行為の処罰について定めたものでございます。

大郷町個人情報保護法施行条例の制定についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第5号の提案理由を申し上げます。

9 ページをお開き願います。

議案第5号 大郷町債権管理条例の一部改正について

大郷町債権管理条例（平成29年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、大郷町個人情報保護条例は廃止し、新たな大郷町個人情報保護法施行条例を制定するため、引用条例、条分等を改正するものでございます。

10ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の条文を説明いたします。

条例の廃止及び制定に伴い、引用条例及び条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町債権管理条例の一部改正について、提案理由の説明といたします。

次に、議案第6号の提案理由を申し上げます。

11ページをお開き願います。

議案第6号 大郷町職員の定年等に関する条例の一部改正について
大郷町職員の定年等に関する条例（昭和59年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

地方公務員の定年引上げを内容とする、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月4日に可決成立し、同年6月11日に公布されたことに伴い、令和5年4月の改正法施行に向けて改正するものでございます。

12ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の概要でございますが、1つ目として定年年齢の引上げに関する規定の整備でございます。職員の定年年齢を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とするための規程を定めるものでございます。令和5年、6年度は定年年齢61歳となり、令和13年度には定年年齢65歳となります。

2つ目として、管理監督職勤務上限年齢制に関する規程の整備、いわゆる役職定年制でございます。管理監督職上限年齢、原則60歳に達した管理監督職、管理職手当支給対象職員の職員は、翌年の4月1日までに非管理監督職に降任する規程を定めるものでございます。また、特別の事情により、公務上必要がある場合には、例外的に引き続き管理監督職として勤務できる規程を定めるものでございます。

3つ目として、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制に関する規定の整備でございます。60歳に達した日以後の最初の4月1日から、定

年退職の日までの間、退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に再任用できる規程を定めるものでございます。また、定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止いたします。なお、定年年齢を引き上げる期間は、現行と同様に再任用制度を暫定的に措置するための規程を定めるものでございます。

4つ目として、情報提供、意思確認に関する規定の整備でございます。職員の60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規程を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、原則令和5年4月1日としております。また、勤務延長に関する経過措置など、附則第9条まで、附則第10条により職員の再任用に関する条例（平成13年大郷町条例第4号）は廃止するものです。詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町職員の定年等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第7号の提案理由を申し上げます。

25ページをお開き願います。

議案第7号 大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第6号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

26ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、経過措置を設けております。詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第8号の提案理由を申し上げます。

27ページをお開き願います。

議案第8号 大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和61年大郷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第7号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

28ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明します。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、処分発令後に給料月額が減額された場合の取扱いに関する規定を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第9号の提案理由を申し上げます。

29ページをお開き願います。

議案第9号 大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正について

大郷町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和29年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第8号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

30ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、処分発令後

に給料月額が減額された場合の取扱いに関する規定を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、経過措置を設けております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第10号の提案理由を申し上げます。

31ページをお開き願います。

議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第9号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

32ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容を説明いたします。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、再任用短時間勤務職員の廃止及び定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、規程を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、経過措置を設けております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第11号の提案理由を申し上げます。

34ページをお開き願います。

議案第11号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、地方公務員法の改正に伴う大郷町職員の定年等に関する条例の改正に伴い、規程を改正するものでございます。

35ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の内容でございますが、第2条中第3号を第4号とし、第2号の次の1号を加える。第3号、大郷町職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により、異動期間（これらの規程により延長された期間を含む）を延長された管理監督職を占める職員、第9条の次に、次の1号を加える。第3号、大郷町職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により、異動期間（これらの規程により延長された期間を含む）を延長された管理監督職を占める職員、第17条第2号中第28条の5第1項を第22条の4第1項に、再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に改める。第18条第1項中再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、経過措置を設けております。

大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第12号の提案理由を申し上げます。

37ページをお開き願います。

議案第12号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正の理由でございますが、議案第10号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

38ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明します。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第13号の提案理由を申し上げます。

39ページをお開き願います。

議案第13号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第12号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

40ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明といたします。

次に、議案第14号の提案理由を申し上げます。

41ページをお開き願います。

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正の理由でございますが、議案第13号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

42ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条項、字句を改正するものでございます。

1つ目に、再任用制度の見直しに関する事項でございます。再任用に関する地方公務員法の根拠条項の改正並びに育児休業法における育児短時間勤務に伴う短時間職員の任用根拠の改正により、引用条項の改正を行うものでございます。

2つ目に、給与の3割削減に関する事項、附則の追加でございます。定年延長に伴い、60歳到達年度の翌年度以降の給料を7割に削減する規程を設けるものでございます。地方公務員の給与は、国家公務員に準じて決定されるものとされており、国家公務員の給与について国家公務員法等を一部改正する法律（令和3年6月11日法律第61号）により、7割算定とする改正措置が講じられたことから、これに倣い、附則の改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、職員の勤務延長に関する経過措置、暫定再任用職員に関する経過措置を記載しております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第15号の提案理由を申し上げます。

48ページをお開き願います。

議案第15号 大郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
大郷町職員等の旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第14号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

49ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明します。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第16号の提案理由を申し上げます。

50ページをお開き願います。

議案第16号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和53年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

改正理由でございますが、議案第15号と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。

51ページを御覧いただきます。

別紙、同条例の改正内容の概要を説明いたします。

改正の概要でございますが、地方公務員法の改正及び大郷町職員の定年等に関する条例の改正に伴い、引用条項並びに第20条の見出しの中の字句を改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、経過措置を設けております。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてについての提案理由の説明といたします。

次に、議案第22号の提案理由を申し上げます。

66ページをお開き願います。

議案第22号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から白石市、2町組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて、同法第209条の規程により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本規約の変更理由について申し上げます。

白石市ほか2町組合構成市町は、白石市、蔵王町及び七ヶ宿町が、令和5年3月31日限り解散し、市町村職員退職手当組合から脱退するため、構成する地方公共団体の数が減少することに伴い、市町村職員退職手当組合の規約の変更が必要となることから、議会の議決を求めるものでございます。

67ページを御覧いただきます。

別紙、同規約の改正内容を説明します。

改正内容でございますが、別表第1中、白石市ほか2町組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約の施行期日は、令和5年4月1日としております。また、脱退精算金に関する記載をしております。

宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての提案理由の説明といたします。

次に、議案第23号の提案理由を申し上げます。

68ページをお開き願います。

議案第23号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規程により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から、白石市ほか2町組合を脱退させ、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本規約の変更理由について申し上げます。

白石市ほか2町組合構成市町、白石市、蔵王町及び七ヶ宿町が、令和5年3月31日限り解散することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会の規約改正が必要となることから、地方自治法第257条の7第2項の規定に基づき、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会において協議を行うに当たり、同法第252条の7第3

項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

69ページを御覧いただきます。

別紙、同規約の改正内容の概要を説明します。

改正の概要でございますが、別表第1中、白石市ほか2町組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約の変更につきましては、令和5年4月1日としております。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての提案理由の説明といたします。

以上、議案第3号から議案第16号、議案第22号、議案第23号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。終わります。

議長（石川良彦君） 以上で議案第3号及び議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、並びに議案第22号、議案第23号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 3 時 2 1 分 休 憩

午 後 3 時 3 1 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

次に、議案第17号及び議案第18号、議案第19号、議案第20号並びに議案第21号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第17号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書52ページを御覧ください。

議案第17号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、民法（明治29年法律第89号）中の親権者の子に対する懲戒権の規定を削除する改正がされたことに伴い、児

童福祉関係府省令中の児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正が行われており、児童福祉関係府省令の多くは、町が条例で定めることとされている基準の参考基準の位置づけになっているため、本町で定めている条例も同様に懲戒権の濫用禁止に関する規定を削除するものです。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が令和4年11月30日に交付され、令和5年4月1日から施行されます。改正省令は、厚生労働省令を改正し、児童福祉施設等の基準を改めるものとなっており、児童福祉施設において安全計画を策定すること等が義務づけられるため、本町で定める家庭的保育事業等の基準条例も改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、規程の整備を行うとともに、懲戒権の規定を削除するものでございます。第7条の次に、次の1条を加えるものでございます。第7条の2第1項では、安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないと規定するものでございます。第2項では、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないと規定するものでございます。第3項では、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、周知しなければならないと規定するものでございます。第4項では、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うと規定するものでございます。第10条中家庭的保育事業等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、の次にその行う保育に支障がない場合に限りを加え、同条ただし書きを削るものでございます。第13条では、懲戒権に係る権限の濫用禁止を削除するものでございます。第14条では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練を実施することを努力義務として求める規程をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第17号につきましての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第18号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書55ページを御覧ください。

議案第18号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が、令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。改正省令は、厚生労働省令を改正し、児童福祉施設等の基準を改めるものとなっており、児童福祉施設において安全計画を策定すること等が義務づけられるため、本町が定める放課後児童健全育成事業の基準条例も改正するものです。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、規程の整備を行うものでございます。

第6条の次に、次の1条を加えるものでございます。第6条の2第1項では、安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないと規定するものでございます。第2項では、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないと規定するものでございます。第3項では、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について、周知しなければならないと規定するものでございます。第4項では、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うと規定するものでございます。第12条の次に、次の1条を加えるものでございます。第12条の2第1項では、感染症や異常災害の発生における業務継続計画を策定し、当該業務計画に従い、必要な措置を講じることを努力義務として求める規程をするものでございます。第2項では、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないと規定するものでございます。第3項では、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うと規定するものでございます。第13条第2項では、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練を実施することを努力義務として求める規程をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規程による改正後の大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例第6条の2の規程の適用については、同条第1項中、「講じなければ」とあるものは、「講ずるよう努めなければ」と、同条第3項中、「周知しなければ」とあるものは、「周知するよう努めなければ」とするものでございます。

以上、議案第18号につきまして、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書58ページを御覧ください。

議案第19号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、民法（明治29年法律第89号）中の親権者の子に対する懲戒権の規定を削除する改正がされたことに伴い、児童福祉関係府省令中の児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除する改正が行われており、児童福祉関係府省令の多くは、町が条例で定めることとされている基準の参考基準の位置づけになっているため、本町で定めている条例も同様に懲戒権の濫用禁止に関する規定を削除するものです。

また、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法第19条の改正、学校教育法について幼稚園教育要領の第25条に第2項、第3項が新設されることにより改正するものです。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、子ども・子育て支援法第19条の改正により、同法19条は1項のみの条となること、学校教育法第25条の項の新設に伴い、各条項の整備を行い、懲戒権の規定を削除するものでございます。第4条、第6条、第7条、第8条、第13条中、法第19条第1項とあるものを法第19条に改めるものでございます。第15条第1項第3号中、幼稚園教育要領、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条を幼稚園教育要領、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項に改めるものでございます。第20条中法第19条第1項とあるものを法第19条に改めるものでござ

ざいます。第26条懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものでございます。第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条中、法第19条第1項とあるものを法第19条に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第19号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第20号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書62ページを御覧ください。

議案第20号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について
大郷町子ども・子育て会議条例（平成25年大郷町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て会議について定める第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がるため、本町が定める子ども・子育て会議条例を改正するものです。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

今回の改正内容は、こども家庭庁新設に伴い、国の子ども・子育て会議は廃止され、その機能はこども家庭審議会に引き継がれますが、子ども・子育て会議の名称はこのままで差し支えないので、条項の整備を行うものでございます。

第1条中、第77条第1項を第72条第1項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第21号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書64ページを御覧ください。

議案第21号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
大郷町国民健康保険条例（昭和34年大郷町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、出産育児一時金について、社会保障審議会医療部会の論議の整理（令和4年12月15日）において、出産一時金の額が令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。これに基づき、健康保険法施行例等の一部を改正する制令（令和5年制令第24号）が令和5年2月1日に公布されました。また、宮城県における当該給付の内容及び事務について、基本的な取扱いが定められたため、国民健康保険条例を改正するものです。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

第5条第1項中、40万8,000円を50万円に改め、同項ただし書きを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第21号につきまして、提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第17号及び議案第18号、議案第19号、議案第20号並びに議案第21号について説明を終わります。

次に、議案第24号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第24号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第24号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10億6,945万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,924万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の既定によ

り、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、昨年7月の豪雨などにより被災した町道、河川等の公共土木施設災害復旧工事費等の確定見込みによる調整、契約締結による大郷小・中学校校舎外壁等修繕工事の調整、川内地区防火水槽設置工事の確定見込みによる調整、事業継続支援交付金及び原油高騰対策運輸事業者等支援補助金の交付確定による調整などに係る所要の予算につきまして計上しております。

そのほか、3月補正ということによりまして、事業費の確定、工事の完了などによる請差等、予算の調整を行ったものでございます。

補正額といたしまして、一般会計で10億6,945万2,000円の減額補正で、補正後の予算額は66億2,920万8,000円となっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。

第1款町税第1項町民税310万7,000円の減額補正です。個人・法人共に増額計上でございます。

第2項固定資産税3億6,456万4,000円の増額補正です。大規模太陽光発電施設の償却資産の増などによるものでございます。

第3項軽自動車税340万6,000円の増額補正です。車両の増などによるものでございます。

第4項町たばこ税472万7,000円の増額補正です。販売本数の増などによるものでございます。

第5項入湯税50万9,000円の増額補正です。利用者の増によるものでございます。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金8万8,000円の減額補正です。交付見込額の減によるものでございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金90万8,000円の増額補正です。

交付見込額の増によるものでございます。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金107万1,000円の増額補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金256万4,000円の増額補正です。交付見込額の増によるものでございます。

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金337万3,000円の増額補正です。交付決定額の増によるものでございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税4,905万4,000円の増額補正です。普通交付税及び震災復興特別交付税の増によるものでございます。

第13款分担金及び負担金第1項負担金91万6,000円の増額補正です。児童クラブ利用者の増などによるものでございます。

第2項分担金3,163万7,000円の減額補正です。農業施設災害復旧箇所の減などによるものでございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料185万6,000円の減額補正です。入退去による町営住宅使用料の減などによるものでございます。

第2項手数料168万7,000円の増額補正です。廃棄物処理手数料の増などによるものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金4億5,624万1,000円の減額補正です。児童数の減による児童手当負担金の減、昨年7月の豪雨の際の公共土木施設災害復旧事業費の確定見込みによる国庫負担金の減などによるものでございます。

次ページでございます。

第2項国庫補助金8,318万3,000円の減額補正です。事業費の確定見込みによる住民税非課税世帯等臨時特別給付事業補助金及び価格高騰緊急支援給付事業補助金並びに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の減などによるものでございます。

第3項委託金299万8,000円の減額補正です。事業費の確定による粕川地区堤防除草作業委託金の減などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金1,316万8,000円の減額補正です。利用児童の減による子どものための教育・保育給付費負担金の減及び利用者の減による障害福祉サービス費負担金の減などによるものでございます。

第2項県補助金1億348万8,000円の減額補正です。昨年7月発生の豪雨の際の農業施設災害復旧事業費の確定見込みによる県補助金の減などによるものでございます。

第3項委託金141万6,000円の減額補正です。参議院議員選挙執行経費

確定による減などによるものでございます。

第17款財産収入第1項財産運用収入5,000円の増額補正です。基金利子収入の増などによるものでございます。

第2項財産売払収入4,312万円の増額補正です。町営住宅跡地など町有地売払収入の増によるものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金6,000万円の減額補正です。ふるさと応援寄附金の減によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金6億1,264万4,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金繰入金の調整によるものでございます。

第2項特別会計繰入金365万5,000円の減額補正です。宅地分譲事業特別会計繰入金の調整によるものでございます。

第21款諸収入第1項延滞金加算金及び過料83万3,000円の増額補正です。町税延滞金の調整によるものでございます。

第2項町預金利子1万3,000円の増額補正です。預金利子の調整によるものでございます。

第3項貸付金元利収入113万円の減額補正です。災害援護資金貸付金の調整によるものでございます。

第4項受託事業収入29万4,000円の減額補正です。後期高齢者健康診査受託事業収入の調整によるものでございます。

第5項雑入3,561万1,000円の増額補正です。新市町村振興宝くじ市町村交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金返納金の増などによるものでございます。

第6項ポートピア事業交付金643万2,000円の減額補正です。売上げの減によるものでございます。

第7項場外馬券場所在区市町村交付金199万円の増額補正です。売上げの増によるものでございます。

第22款町債第1項町債2億868万円の減額補正です。町道改良工事、大郷小・中学校校舎外壁等修繕工事、中粕川地区都市防災事業などの事業費の確定見込みなどによる過疎対策事業債、西光寺川護岸工事などに係る緊急自然災害防止対策事業債、昨年7月豪雨による公共土木施設等災害復旧事業債の調整などによるものでございます。

歳入補正額合計10億6,945万2,000円の減額補正でございます。

続きまして、5ページを御覧いただきます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費110万8,000円の減額補正です。議会の視察研修の終了による費用弁償の減、職員旅費の調整などによるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費661万4,000円の増額補正です。人件費の調整、未来づくり基金及び公共施設整備基金並びに庁舎建設基金など積立ての調整などによるものでございます。

第2項徴税費42万2,000円の減額補正です。人件費の調整、町税完納報奨金及び納税組合連合会補助金の調整などによるものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費22万8,000円の増額補正です。人件費の調整、マイナンバーカード交付事務関連経費の調整などによるものでございます。

第4項選挙費204万円の減額補正です。参議院議員選挙執行経費確定による調整などによるものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費7,621万2,000円の減額補正です。人件費の調整、国保会計、介護保険、後期高齢者医療特別会計繰出しの調整、事業完了による臨時特別給付金及び価格高騰緊急支援給付金の調整、心身障害者医療費助成及び障害者自立支援給付費の調整などによるものでございます。

第2項児童福祉費4,085万円の減額補正です。児童手当、すこやか子育て医療費助成、こども園関連経費及び障害児通所給付費の調整、子育て世帯生活支援特別給付金の調整などによるものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費6,183万7,000円の減額補正です。人件費の調整、各種検診及び予防接種業務終了による調整、新型コロナウイルス対策関連経費の調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整などによるものでございます。

第2項病院費1,000円の増額補正です。公立黒川病院負担金等の調整によるものでございます。

第3項清掃費165万円の増額補正です。黒川行政負担金の調整などによるものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費483万6,000円の減額補正です。人件費の調整、農業関連補助金の調整、県営事業負担金の調整、工事完了による縁の郷施設修繕工事の調整、農集排特別会計繰出金の調整などによるものでございます。

第6款商工費第1項商工費1,412万6,000円の減額補正です。人件費の調整、事業継続支援交付金及び原油高騰対策運輸事業者等支援補助金の

確定による調整、地域活性化起業人負担金の調整などによるものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費4万円の増額補正です。人件費の調整によるものでございます。

第2項道路橋梁費1,282万4,000円の減額補正です。町道改良舗装工事、橋梁点検及び長寿命化修繕計画策定並びに補修設計業務の調整などによるものでございます。

第3項河川費250万8,000円の減額補正です。粕川地区堤防除草作業委託業務の調整などによるものでございます。

第5項都市計画費3,551万8,000円の減額補正です。下水道事業特別会計への繰出金、地域おこし協力隊事業費及び住宅リフォーム助成等定住促進事業費の調整、中粕川地区防災拠点整備に係る測量設計業務などの調整などによるものでございます。

第8款消防費第1項消防費1,249万3,000円の減額補正です。川内地区耐震性貯水槽設置工事の確定による調整、黒川行政負担金の調整によるものでございます。

次ページでございます。

第9款教育費第1項教育総務費371万7,000円の減額補正です。人件費の調整、奨学資金貸付金の調整などによるものでございます。

第2項小学校費1,764万円の減額補正です。教員補助者報酬等の調整、校舎外壁等修繕工事の調整などによるものでございます。

第3項中学校費1,608万5,000円の減額補正です。教員補助者報酬等の調整、校舎外壁等修繕工事及びバックネット改修工事の調整などによるものでございます。

第4項社会教育費141万9,000円の減額補正です。社会教育施設管理費の調整などによるものでございます。

第5項保健体育費79万6,000円の増額補正です。電気料の高騰などによる学校給食センター管理費の調整及び学校給食センターボイラー等改修工事着手後にボイラーにつながる煙突の腐食が確認されたことによる工事費の調整、事業完了による秋まつり実行委員会補助金の調整などによるものでございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費6億2,434万3,000円の減額補正です。昨年7月の豪雨などにより被災した河川等の公共土木施設災害復旧工事費等の確定見込みによる調整でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費1億4,463万3,000円の減額補正です。

昨年7月の豪雨などにより被災した農業用排水路等の農業施設災害復旧費工事費の確定見込み及び土地改良区災害復旧事業負担金並びに農地災害復旧事業補助金の調整などによるものでございます。

第4項公共施設災害復旧費535万9,000円の減額補正です。昨年7月の豪雨などにより被災したこども園災害復旧工事及び町立公園災害復旧工事並びに赤道等公共施設災害復旧工事の調整などによるものでございます。

第11款公債費第1項公債費81万1,000円の減額補正です。災害援護資金貸付金償還額の確定による調整でございます。

歳出補正額合計10億6,945万2,000円の減額補正です。

以上、補正前の予算額76億9,870万円から歳入歳出とも10億6,945万2,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ66億2,924万8,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費について説明いたします。

款、項、事業名、金額の順に説明をいたします。

第2款総務費第1項総務管理費、羽生地区土地分筆測量等事業で220万円でございます。12月補正予算に計上しました羽生地区の分筆測量業務で業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完了期間につきましては、令和5年5月までの予定でございます。

次に、町有施設PCB廃棄物処理事業25万円でございます。今回の補正予算に計上した町有施設PCB廃棄物処理業務で、業務等に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものです。完了期間は令和5年6月までの予定でございます。

次に、町道未登記処理事業148万5,000円でございます。町道鶴田横沢線に係る土地分筆測量設計業務で、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完了期限は令和5年6月までの予定でございます。

次に、西光寺川河川補修事業2,530万円です。西光寺川河川補修工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月までの予定でございます。

次に、木ノ崎地区急傾斜地調査測量設計業務です。1,078万円でございます。昨年7月の豪雨により被災した木ノ崎地区急傾斜地の調査測量設計業務で、調査設計に所要の期間を要することから、年度内完了が困難

となったものでございます。完了期間につきましては、令和5年5月末の予定でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費地域福祉計画策定事業629万9,000円でございます。地域福祉計画策定業務で、計画の内容変更があり、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完了期限は令和6年3月末の予定でございます。

次に、障害福祉計画策定事業273万9,000円です。障害福祉計画策定業務で、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完了期限につきましては、令和5年9月までの予定でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費前川地区基盤整備促進計画策定事業610万5,000円でございます。前川地区基盤整備促進計画策定業務で、計画の内容変更があり、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完了期限は令和6年3月までの予定でございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、道路新設改良事業6,528万8,000円です。土橋明ヶ沢線道路改良工事などで、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月末の予定でございます。

次に、橋梁新設改良事業1,202万6,000円でございます。橋梁定期点検及び修繕計画策定並びに補修設計業務で、業務に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完了期限は令和6年3月末の予定でございます。

第3項河川費、河川緊急しゅんせつ事業5,874万円でございます。安戸川、味明川河川緊急しゅんせつ工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月末までの予定でございます。

第5項都市計画費、中粕川地区防災拠点整備事業3億4,435万円です。中粕川地区防災避難緑地造成工事などで、工事などに所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月末の予定でございます。

第9款教育費第2項小学校費、大郷小学校外壁等修繕事業3,669万1,000円でございます。大郷小学校外壁等修繕工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和5年5月末を予定してございます。

第3項中学校費、大郷中学校外壁等修繕事業7,946万5,000円です。大郷中学校外壁等修繕工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和5年5月末を予定してございます。

第5項保健体育費学校給食センターボイラー等改修事業3,146万1,000円です。学校給食センターボイラー等改修工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和5年9月末を予定してございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧事業3億3,477万円でございます。昨年7月の豪雨などにより被災した河川等の公共土木施設災害復旧工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものです。完成期限は令和6年3月末の予定でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費農業施設災害復旧事業2億12万7,000円です。昨年7月の豪雨などにより被災した用排水路等の農業施設災害復旧工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月を予定してございます。

第4項公共施設災害復旧費こども園災害復旧事業4,867万2,000円です。昨年7月の豪雨等により被災したこども園災害復旧工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月末を予定してございます。

次に、川内流通工業団地調整池災害復旧事業250万円です。昨年7月の豪雨により被災した川内流通工業団地調整池災害復旧工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和5年6月末を予定してございます。

次に、公共施設災害復旧事業7,839万3,000円です。昨年7月の豪雨等により被災した赤道等公共施設災害復旧工事で、工事に所要の期間を要することから、年度内完了が困難となったものでございます。完成期限は令和6年3月末を予定してございます。

続きまして、次ページ、9ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正は債務負担行為の追加2件、変更が11件でございます。

1、追加でございます。

事項、期間、限度額の順に説明を申し上げます。

1、自治体セキュリティ向上プラットフォームサーバーシステム周辺

機器交換業務で、設定期間は、令和4年度から5年度までで、限度額を57万3,000円とするものでございます。平成29年度に導入した自治体セキュリティ向上プラットフォームサーバーシステムの周辺機器交換業務について、令和5年4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

2、戸籍情報システム機器保守業務です。設定期間は、令和4年度から6年度までで、限度額を25万円とするものでございます。戸籍情報システム機器保守業務について、令和5年4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

2、変更です。

1、令和5年度自家用電気工作物保安管理業務で、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を204万7,000円から166万5,000円に変更するものでございます。

2、役場庁舎宿日直業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を2,739万5,000円から2,210万7,000円に変更するものでございます。

3、男女共同参画基本計画策定業務で、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を253万円から242万円に変更するものでございます。

4、ふれあい号運行管理業務。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を770万円から646万8,000円に変更するものでございます。

5、大郷町児童館及び放課後児童クラブ運営業務で、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を1億9,441万5,000円から1億9,221万5,000円に変更するものでございます。

6、新型コロナウイルス農業特別対策資金利子助成で、設定期間は補正前と同じで、借入者の確定により限度額を25万6,000円から27万7,000円に変更するものでございます。

7、小規模事業者経営改善資金利子補給です。設定期間は補正前と同じで、借入者の確定により限度額を142万3,000円から13万5,000円に変更するものでございます。

8、郷郷ランド清掃管理業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を1,176万3,000円から1,166万円に変更するものでございます。

次ページでございます。

9、大郷町奨学資金貸与（令和4年度貸付分）です。設定期間は補正

前と同じで、貸付者の確定により限度額を1,080万円から192万円に変更するものでございます。

10、体育施設等草刈り除草業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を841万2,000円から752万3,000円に変更するものでございます。

11、野球場等芝管理業務です。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を1,804万2,000円から1,804万1,000円に変更するものでございます。

続きまして、11ページを御覧いただきます。

第4表地方債補正につきまして御説明をいたします。

今回につきましては、変更8件でございます。

記載の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1、道路等整備事業。町道土橋明ヶ沢線、柏木原小梁川線、愛宕下鍋釣線道路改良工事の事業費確定見込みにより、限度額を3,960万円から3,910万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2、緊急しゅんせつ推進事業。安戸川河川緊急しゅんせつ工事などの事業費確定見込みにより、限度額を6,220万円から6,180万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3、都市防災総合推進事業。中粕川地区防災避難緑地造成工事などの事業費確定見込みにより、限度額を1億9,600万円から1億7,600万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

4、学校教育施設等整備事業。大郷小・中学校外壁等修繕工事及び大郷中学校バックネット改修工事等の事業費の確定見込みにより、限度額を1億9,320万円から1億7,880万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

5、緊急自然災害防災対策事業。木ノ崎地区急傾斜地調査測量業務及び西光寺川河川補修工事の事業費の確定見込みにより、限度額を1,220万円から3,598万円に変更するものでございます。

6、公共土木施設災害復旧事業。昨年7月の豪雨などにより被災した河川等の公共土木施設災害復旧工事の事業費の確定見込みにより、限度額を3億9,820万円から1億8,290万円に変更するものでございます。

7、公共施設災害復旧事業。昨年7月の豪雨などにより被災した赤道

及びこども園等の公共施設災害復旧工事での事業費確定見込みにより、限度額を1億5,730万円から1億6,240万円に変更するものでございます。

8、農林水産業施設災害復旧事業。昨年7月の豪雨などにより被災した用排水路等の農業施設災害復旧工事及び鶴田川沿岸土地改良区実施災害復旧工事の事業費の確定見込みにより、限度額を1億1,520万円から1億2,820万円に変更するものでございます。

以上で議案第24号 一般会計補正予算（第11号）の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第24号について説明を終わります。

次に、議案第25号及び議案第27号について説明を求めます。町民課長。町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第25号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の60ページを御覧ください。

議案第25号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,489万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,513万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では国民健康保険税の収入見込みや県からの保険給付費等交付金の確定見込みでございます。歳出では保険給付費の増、各種事業の完了に伴う補正が主なもので、財源を県交付金や財政調整基金からの繰入金などで調整したものでございます。

補正予算書の61ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税2,051万1,000円の減額補正です。一般被保険者に係る保険税収納見込みによるものでございます。

第3款県支出金第1項県補助金1,730万1,000円の増額です。療養給付費などの歳出増額に伴うものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金17万9,000円の減額でございます。保険基盤安定繰入金の減による一般会計からの繰入れ減でございます。

第2項基金繰入金1,673万8,000円の増額です。財源調整によるものでございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料109万3,000円の増額です。国保税の延滞金収入でございます。

第2項雑入45万円の増額です。交通事故等第三者行為に係る納付金でございます。

以上、歳入合計1,489万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第2項徴税费69万円の減額です。子育て世帯への支援事業として実施した18歳未満の被保険者に係る均等割相当額分の補助金交付事業の完了や、完納報奨金の精査、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今年度の事業を縮小した納税組合への補助金の減によるものでございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費1,512万9,000円の増額です。1件当たりの費用が高額な医療が増加したことによるものでございます。

第2項高額療養費175万5,000円の増額です。第1項の療養諸費と同様に、医療費の上昇によるものでございます。

第4項出産育児諸費42万円の増額です。出産見込み数の増によるものです。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費165万9,000円の減額です。特定健診等の事業完了によるものでございます。

第2項保健事業費6万3,000円の減額です。胃がん検診等検診事業の完了によるものでございます。

以上、歳出合計1,489万2,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額9億2,024万2,000円に歳入歳出それぞれ1,489万2,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億3,513万4,000円とするものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の86ページを御覧ください。

議案第27号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,362万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では後期高齢者医療保険料の収入見込み、歳出では広域連合への納付金見込みによる補正が主なものでございます。

補正予算書の87ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料78万3,000円の増額補正です。保険料の収納見込みによるものでございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金127万8,000円の減額です。保険基盤安定負担金の減による一般会計からの繰入れ減によるものでございます。

第6款県補助金第1項県補助金45万5,000円の増額です。被保険者証等郵送料に係る市町村事務費補助金でございます。

以上、歳入合計4万円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費20万9,000円の減額です。通信運搬費の見込み減によるものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金16万9,000円の増額です。広域連合への納付金の見込み増によるものでございます。

以上、歳出合計4万円の減額補正でございます。

補正前の予算額9,366万2,000円から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9,362万2,000円とするものでござい

ます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第25号 国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第27号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第25号及び議案第27号について説明を終わります。

ここで、本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

午後 4時30分 休憩

午後 4時38分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第26号につきまして提案理由を申し上げます。補正予算書69ページをお開きいただきます。

議案第26号 令和4年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,299万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,985万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 規定の債務負担行為の変更は「債務負担行為補正」による。
令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、保険給付費並びに地域支援事業費の今年度実績による予算額の調整によるもので、財源につきましては、給付費等の決算見込額に合わせた特定財源及び一般会計の繰入金等により調整した内容でございます。

それでは、70ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料593万7,000円の減は、主に所得階層の変化によるものでございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金292万3,000円の減につきましては、変更交付申請に伴うものでございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金430万4,000円の増額につきましては、変更交付申請に伴うものでございます。

第2項国庫補助金821万円の増額につきましては、実績による調整交付金の整理でございます。

第5款県支出金第1項県負担金87万8,000円の減額につきましては、変更交付申請に伴うものでございます。

第2項県補助金9万2,000円の減額につきましては、地域支援事業の内示額により計上した内容でございます。

第6款財産収入第1項財産運用収入8,000円の減額につきましては、利子引下げに伴うものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金66万8,000円の増額につきましては、介護給付費繰入金の増額に伴うものが主なものでございます。

第2項基金繰入金954万2,000円の増額につきましては、財源調整の補正計上でございます。

第9款諸収入第1項延滞金加算金及び過料10万1,000円の増額につきましては、延滞金の収入実績による増額補正でございます。

第2項雑入1万1,000円の増額につきましては、コピー代等の収入実績による増額補正でございます。

以上、歳入補正の合計が1,299万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、次ページ、歳出でございます。

第1款総務費第2項賦課徴収費7万5,000円の減額につきましては、需

用費の計数整理によるものでございます。

第3項介護認定審査会費173万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により認定期間延長の対応を行ったことによる認定更新件数減及び黒川地域行政事務組合負担金の調整等によるものでございます。

第4項運営協議会費11万円の減額は、各種委員会の開催回数の変更に伴うものでございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費1,810万5,000円の増額は、施設介護サービス等給付費で見込み件数の増によるものでございます。

第2項介護予防サービス等諸費484万8,000円の減額は、介護予防サービス給付費で見込み単価及び件数減によるものでございます。

第3項高額介護サービス費402万円の増額は、件数増によるものでございます。

第4項高額医療合算介護サービス費75万円の減額は、実績によるものでございます。

第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業・任意事業費160万1,000円の減額につきましては、実績によるものでございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金8,000円の減額は、歳入同様、利子引下げに伴うものでございます。

歳出補正額合計1,299万8,000円の増額で、補正前の予算額11億686万円に歳入歳出それぞれ1,299万8,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ11億1,985万8,000円とするものでございます。

続きまして、次ページ72ページをお開き願います。

第2表繰越明許費について御説明いたします。

第1款総務費第2項総務管理費、事業名、介護保険事業計画策定業務。金額、353万1,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。本業務につきましては、一般会計での繰越明許費で計上しました地域福祉計画策定業務と調整しながら策定する必要があることから、翌年度へ繰り越すものでございます。業務完了予定は、令和5年9月末でございます。

続きまして73ページ、第3表債務負担行為の補正について御説明いたします。

変更1件でございます。

事項、介護保険システム賃貸借。期間については補正前と同じで、契約締結により限度額を1,208万7,000円から1,075万2,000円に変更するも

のでございます。

介護保険の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第26号について説明を終わります。

次に、議案第28号及び議案第29号、議案第30号並びに議案第32号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第28号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の93ページをお開き願います。

議案第28号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
令和4年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ660万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,976万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では使用料の増額、事業費確定による町債の減額、歳出では、人件費の調整、委託料などの確定による減額や計数整理によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料380万6,000円の増額補正は、収入見込額の増によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金818万5,000円の減額補正は、財源調

整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第6款諸収入第1項雑入23万5,000円の減額補正は、下水道フェアが未実施だったことに伴う助成金の減額によるものです。

第7款町債第1項町債199万2,000円の減額補正は、公営企業会計適用業務委託料の確定によるものです。

歳入合計で補正額660万6,000円を減額し補正し、2億1,976万9,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費471万4,000円の減額補正は、人件費の調整、水質検査業務や公営企業会計適用業務、マンホールポンプ点検業務など委託料の額確定による減額、吉田川流域維持管理負担金の確定によるものです。

第2項下水道建設費176万円の減額補正は、マンホールポンプ修繕工事費など、事業費確定による減額です。

第3項流域下水道費13万2,000円の減額補正は、吉田川流域下水道事業建設負担金の確定によるものです。

歳出合計で補正額660万6,000円を減額補正し、2億1,976万9,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正です。

変更になります。

事項、令和5年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務について、事業費の確定により、限度額を1,555万円から968万円に変更するものです。期間については変更ございません。

次ページになります。

第3表地方債補正です。

変更になります。

起債の目的である1、公営企業会計適用事業について、業務委託料の確定により、限度額を709万2,000円から510万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で議案第28号の説明を終わります。

続きまして、107ページをお開き願います。

議案第29号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第29号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,736万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では、事業費確定による町債の減額、歳出では、電気料、委託料の確定によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金21万9,000円の増額補正は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款町債第1項町債29万4,000円の減額補正は、公営企業会計適用業務委託料の確定によるものです。

歳入合計で補正額7万5,000円を減額補正し、5,736万7,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費7万5,000円の減額補正は、電気料、料金計算業務委託料の調整によるものです。

歳出合計で補正額7万5,000円を減額補正し、5,736万7,000円とするものです。

次ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。

変更です。

事項 1、農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務について、事業費の確定により限度額を778万5,000円から617万7,000円に変更するものです。期間については変更ございません。

事項 2、農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務について、事業費の確定により限度額を631万7,000円から482万4,000円に変更するものです。期間については変更ございません。

事項 3、令和 5 年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について、事業費の確定により限度額を15万4,000円から11万7,000円に変更するものです。期間については変更ございません。

次ページになります。

第 3 表地方債補正です。

変更になります。

起債の目的である 1、公営企業会計適用事業について、業務委託料の確定により限度額を289万4,000円から260万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で議案第29号の説明を終わります。

続きまして、118ページをお開き願います。

議案第30号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第30号 令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
(第 3 号)

令和 4 年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算 (第 3 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ400万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億873万1,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では、設置基数減に伴う使用料の減額や災害復旧

事業費確定による国庫補助金、下水道事業債の減額、歳出では、委託料の確定や災害復旧工事費の確定による減額、計数等の整理によるものです。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料50万円の減額補正は、合併処理浄化槽使用料の収入見込額の減額によるものです。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金1,206万8,000円の減額補正は、災害復旧事業費確定による国庫補助金の減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金332万4,000円の減額補正は、財源調整により、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第7款町債第1項町債1,188万6,000円の増額補正は、公営企業適用業務並びに災害復旧事業費の確定による下水道事業債の増額によるものです。

歳入合計で補正額400万6,000円を減額補正し、1億873万1,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費89万3,000円の減額補正は、公営企業会計適用業務委託料の確定によるものです。

第3項合併浄化槽災害復旧費310万9,000円の減額補正は、合併浄化槽災害復旧工事費の確定によるものです。

第2款公債費第1項公債費4,000円の減額補正は、下水道事業債利子償還金の確定によるものです。

歳出合計で補正額400万6,000円を減額補正し、1億873万1,000円とするものです。

次ページになります。

第2表地方債補正です。変更になります。

起債の目的である1、合併処理浄化槽災害復旧事業について、事業費の確定により限度額を1,800万円から3,080万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

同じく2、公営企業会計適用事業について、業務委託料の確定により限度額を241万4,000円から150万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で議案第30号の説明を終わります。

続きまして、134ページをお開き願います。

議案第32号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、今回の補正は、収益的な部分では、使用水量の減に伴う水道料金収入の減や、メーター交換業務委託料などの確定による補正、消費税や国庫補助金に伴う特定収入消費税に係る補正が主なものです。

また、資本的な部分では、大松沢地区の消火栓設置工事費について、町道改良工事により実施することに伴う補正です。

それでは、御説明いたします。

議案第32号 令和4年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益を658万1,000円減額補正し、2億4,135万9,000円とするものです。

第1項営業収益676万2,000円の減額補正は、水道料金収入や下水道料金調定事務受託手数料などの減額が主なものです。

第2項営業外収益18万1,000円の増額補正は、預金利息や長期前受金戻入益によるものです。

続きまして、支出です。

第1款水道事業費用を166万7,000円増額補正し、2億4,552万4,000円とするものです。

第1項営業費用498万5,000円の減額補正は、水道メーター交換業務委託料や水道ビジョン策定業務委託料などの確定、人件費などの調整によるものです。

第2項営業外費用665万2,000円の増額補正は、企業債利息、消費税、粕川大橋添架管更新工事の補助金に伴う特定収入消費税の確定によるものです。

次ページをお開き願います。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,934万

8,000円は当年度分損益勘定留保資金7,076万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額858万4,000円で補填するものとする。

まず、収入です。

第1款資本的収入を242万円減額補正し、7,200万3,000円とするものです。

第2項他会計負担金242万円の減額補正は、大松沢吉ヶ沢地区の消火栓設置工事について、町道吉ヶ沢屋敷線道路改良工事により実施することによる減額によるものです。

(債務負担行為の補正)

第4条 既定の債務負担行為の限度額を次のとおり変更する。

事項、水道料金調定収納システム業務について、委託料の確定により限度額を1,665万8,000円から1,578万1,000円に変更するものです。期間については、変更ございません。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,267万1,000円から補正予定額9万8,000円を減額補正し、1,257万3,000円とするものです。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で議案第32号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第28号、議案第29号、議案第30号につきましては補正予算事項別明細書を、議案第32号につきましては補正予算説明書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (石川良彦君) 以上で議案第28号及び議案第29号、議案第30号並びに議案第32号について説明を終わります。

次に、議案第31号について説明を求めます。復興推進課長。

復興推進課長 (武藤亨介君) それでは、議案第31号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の127ページを御覧願います。

議案第31号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第2号)

令和4年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ397万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,819万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、歳入におきましては、中村原地区及び中粕川地区で販売した分譲宅地の販売面積の確定などによる不動産売払収入の減、歳出におきましては、中村原地区及び中粕川地区の分譲地が完売したことによる、販売完了まで町で実施する宅地の草刈り除草業務委託費の減額及び一般会計繰出金による財源調整を図ったものとなります。

それでは、128ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入ですが、第3款財産収入第1項財産売払収入の補正額は397万1,000円の減額で、中村原団地及び中粕川団地の分譲宅地面積確定により、補正するものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

129ページを御覧願います。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費の補正額は397万1,000円の減額で、分譲完了による除草業務委託費の減額及び用地測量により確定した中村原及び中粕川団地の分譲面積分の土地売払収入の代金につきまして、一般会計繰出金の調整を図ったものとなります。

補正前の予算額1億3,216万1,000円から歳入歳出ともに397万1,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億2,819万円とするものです。

以上で議案第31号 宅地分譲事業特別会計補正予算についての御説明となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第31号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 5 時 1 3 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員